

第6期東京地方労働審議会

第1回家内労働部会資料

平成23年度 第1回家内労働部会資料目次

資料1 第6期地方労働審議会家内労働部会委員名簿 1頁

資料2 法令関係

- (1) 家内労働法 2~7頁
- (2) 家内労働法施行規則 8~14頁
- (3) 厚生労働省組織令(抄) 15頁
- (4) 地方労働審議会令 16~17頁
- (5) 東京地方労働審議会運営規程 18~19頁
- (6) 東京地方労働審議会家内労働部会運営規程 20頁
- (7) 東京労働局における審議会 21頁

資料3 第10次最低工賃新設・改正計画 22頁

資料4 統計関係

- (1) 委託者数及び家内労働者数の推移(東京都・繊維工業) 23頁
- (2) 東京都婦人既製洋服製造業最低工賃の推移 24頁
- (3) 東京都最低賃金の推移 25頁
- (4) 東京都の製造業労働者の賃金の推移(就業形態別) 26頁
- (5) 東京都の常用労働者の賃金の推移 27頁
- (6) 消費者物価指数及び国内企業物価指数の推移 28頁
- (7) 工業統計(東京) 東京都婦人既製洋服製造業事業所数及び従業者数 29頁
- (8) 繊維製品輸入の推移 繊維工業品の出荷額の推移 30頁
- (9) 織物製成年女子・少女用衣類の生産数量の推移 31頁
- (10) 家計調査 一世帯当たりの婦人用洋服年間支出金額の推移 32頁
- (11) 東京都中小企業の景況 33~37頁

資料5 家内労働実態調査関係

- (1) 家内労働実態調査票(委託者用) 38~44頁
- (2) 家内労働実態調査票(家内労働者用) 45~49頁
- (3) 家内労働実態調査結果概要(東京都婦人既製洋服製造業) 50頁
- (4) 委託者調査結果 51~57頁
- (5) 家内労働者調査結果 58~62頁

資料6 東京における家内労働の概況 63~90頁

資料7 家内労働の現状 91~97頁

資料8 家内労働関係パンフレット

家内労働法

(昭和四十五年五月十六日法律第六十号)
最終改正：平成一三年四月二五日法律第三五号

- 第一章 総則（第一条・第二条）
- 第二章 委託（第三条・第五条）
- 第三章 工賃及び最低工賃（第六条・第十六条）
- 第四章 安全及び衛生（第十七条・第十八条）
- 第五章 家内労働に関する審議機関（第十九条・第二十四条）
- 第六章 雜則（第二十五条・第三十二条）
- 第七章 罰則（第三十三条・第三十六条）
- 附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、工賃の最低額、安全及び衛生その他家内労働者に関する必要な事項を定めて、家内労働者の労働条件の向上を図り、もつて家内労働者の生活の安定に資することを目的とする。

2 この法律で定める家内労働者の労働条件の基準は最低のものであるから、委託者及び家内労働者は、この基準を理由として労働条件を低下させてはならないことはもとより、その向上を図るように努めなければならない。

(定義)

第二条 この法律で「委託」とは、次に掲げる行為をいう。

- 一 他人に物品を提供して、その物品を部品、附属品若しくは原材料とする物品の製造又はその物品の加工、改造、修理、浄洗、選別、包装若しくは解体（以下「加工等」という。）を委託すること。
- 二 他人に物品を売り渡して、その者がその物品を部品、附属品若しくは原材料とする物品を製造した場合又はその物品の加工等をした場合にその製造又は加工等に係る物品を買い受けることを約すること。
- 2 この法律で「家内労働者」とは、物品の製造、加工等若しくは販売又はこれらの請負を業とする者その他これららの行為に類似する行為を業とする者であつて厚生労働省令で定めるものから、主として労働の対償を得るために、その業務の目的物たる物品（物品の半製品、部品、附属品又は原材料を含む。）について委託を受けて、物品の製造又は加工等に従事する者であつて、その業務について同居の親族以外の者を使用しないことを常態とするものをいう。
- 3 この法律で「委託者」とは、物品の製造、加工等若しくは販売又はこれらの請負を業とする者その他前項の厚生労働省令で定める者であつて、その業務の目的物たる物品（物品の半製品、部品、附属品又は原材料を含む。）について家内労働者に委託をするものをいう。
- 4 この法律で「補助者」とは、家内労働者の同居の親族であつて、当該家内労働者の従事する業務を補助する者をいう。
- 5 この法律で「工賃」とは、次に掲げるものをいう。
 - 一 第一項第一号に掲げる行為に係る委託をする場合において物品の製造又は加工等の対償として委託者が家内労働者に支払うもの
 - 二 第一項第二号に掲げる行為に係る委託をする場合において同号の物品の買受けについ

て委託者が家内労働者に支払うものの価額と同号の物品の売渡しについて家内労働者が
委託者に支払うものの価額との差額

- 6 この法律で「労働者」とは、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第九条に規定
する労働者（同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者及び家事使用人を除
く。）をいう。

第二章 委託

（家内労働手帳）

第三条 委託者は、委託をするにあたつては、家内労働者に対し、厚生労働省令で定めるところに
より、家内労働手帳を交付しなければならない。

- 2 委託者は、委託をするつど委託をした業務の内容、工賃の単価、工賃の支払期日その他厚
生労働省令で定める事項を、製造又は加工等に係る物品を受領するつど受領した物品の数量
その他厚生労働省令で定める事項を、工賃を支払うつど支払った工賃の額その他厚生労働省
令で定める事項を、それぞれ家内労働手帳に記入しなければならない。

- 3 前二項に規定するもののほか、家内労働手帳に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

（就業時間）

第四条 委託者又は家内労働者は、当該家内労働者が業務に従事する場所の周辺地域において同一
又は類似の業務に従事する労働者の通常の労働時間をこえて当該家内労働者及び補助者が
業務に従事することとなるような委託をし、又は委託を受けることがないように努めなけれ
ばならない。

- 2 都道府県労働局長は、必要があると認めるときは、都道府県労働局に置かれる政令で定め
る審議会の意見を聴いて、一定の地域内において一定の業務に従事する家内労働者及びこれ
に委託をする委託者に対して、厚生労働省令で定めるところにより、当該家内労働者及び補
助者が業務に従事する時間の適正化を図るために必要な措置をとることを勧告するこ
ができる。

（委託の打切りの予告）

第五条 六月をこえて継続的に同一の家内労働者に委託をしている委託者は、当該家内労働者に引
き続いて継続的に委託をすることを打ち切ろうとするときは、遅滞なく、その旨を当該家内
労働者に予告するように努めなければならない。

第三章 工賃及び最低工賃

（工賃の支払）

第六条 工賃は、厚生労働省令で定める場合を除き、家内労働者に、通貨でその全額を支払わな
ければならない。

- 2 工賃は、厚生労働省令で定める場合を除き、委託者が家内労働者の製造又は加工等に係る
物品についての検査（以下「検査」という。）をするかどうかを問わず、委託者が家内労働
者から当該物品を受領した日から起算して一月以内に支払わなければならぬ。ただし、毎
月一定期日を工賃締切日として定める場合は、この限りでない。この場合においては、委託
者が検査をするかどうかを問わず、当該工賃締切日までに受領した当該物品に係る工賃を、
その日から一月以内に支払わなければならない。

（工賃の支払場所等）

第七条 委託者は、家内労働者から申出のあつた場合その他特別の事情がある場合を除き、工賃の
支払及び物品の受渡しを家内労働者が業務に従事する場所において行なうように努めな
ければならない。

（最低工賃）

第八条 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、一定の地域内において一定の業務に従事する工賃
の低廉な家内労働者の労働条件の改善を図るため必要があると認めるときは、労働政策審議

会又は都道府県労働局に置かれる政令で定める審議会（以下「審議会」と総称する。）の調査審議を求め、その意見を聴いて、当該業務に従事する家内労働者及びこれに委託をする委託者に適用される最低工賃を決定することができる。

- 2 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、前項の審議会の意見の提出があつた場合において、その意見により難いと認めるときは、理由を付して、審議会に再審議を求めなければならぬ。

（審議会の意見に関する異議の申出）

第九条 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、前条第一項の審議会の意見の提出があつたときは、厚生労働省令で定めるところにより、その意見の要旨を公示しなければならない。

- 2 前条第一項の審議会の意見に係る家内労働者又は委託者は、前項の規定による公示の日の翌日から起算して十五日以内に、厚生労働大臣又は都道府県労働局長に、異議を申し出ることができる。

- 3 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、前項の規定による申出があつたときは、その申出について、審議会に意見を求めるなければならない。

- 4 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、第一項の規定による公示の日の翌日から起算して十五日を経過する日までの間は、前条第一項の規定による決定をすることができない。第二項の規定による申出があつた場合において、前項の審議会の意見が提出されるまでの間にについても、同様とする。

- 5 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、前条第一項の規定による決定をする場合において、第二項の規定による申出があつたときは、第三項の審議会の意見に基づき、当該最低工賃において、一定の範囲の業務について、その適用を一定の期間を限つて猶予し、又は最低工賃額（最低工賃において定める工賃の額をいう。以下同じ。）について別段の定めをすることができる。

- 6 前条第二項の規定は、第三項の審議会の意見の提出があつた場合について準用する。

（最低工賃の改正等）

第十条 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、最低工賃について必要があると認めるときは、その決定の例により、その改正又は廃止の決定をすることができる。

（最低工賃の決定等に関する関係家内労働者又は関係委託者の意見の聴取等）

第十一條 審議会は、最低工賃の決定又はその改正若しくは廃止の決定について調査審議を行なう場合には、厚生労働省令で定めるところにより、関係家内労働者及び関係委託者の意見をきくものとする。

- 2 家内労働者又は委託者の全部又は一部を代表する者は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣又は都道府県労働局長に対し、当該家内労働者若しくは委託者に適用される最低工賃の決定又は当該家内労働者若しくは委託者に現に適用されている最低工賃の改正若しくは廃止の決定をするよう申し出ることができる。

- 3 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、前項の規定による申出があつた場合において必要があると認めるときは、その申出について審議会に意見を求めるものとする。

（公示及び発効）

第十二条 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、最低工賃に関する決定をしたときは、厚生労働省令で定めるところにより、決定した事項を公示しなければならない。

- 2 最低工賃の決定及びその改正の決定は、前項の規定による公示の日から起算して三十日を経過した日（公示の日から起算して三十日を経過した日後の日であつて当該決定において別に定める日があるときは、その日）から、最低工賃の廃止の決定は、同項の規定による公示の日（公示の日後の日であつて当該決定において別に定める日があるときは、その日）から、その効力を生ずる。

(最低工賃額等)

第十三条 最低工賃は、当該最低工賃に係る一定の地域と同一の地域内において同一又は類似の業務に従事する労働者に適用される最低賃金(最低賃金法(昭和三十四年法律第二百三十七号)の規定による最低賃金をいう。以下同じ。)(当該同一の地域内において同一又は類似の業務に従事する労働者に適用される最低賃金が決定されていない場合には、当該労働者の賃金(労働基準法第十一條に規定する賃金をいう。))との均衡を考慮して定められなければならない。

- 2 最低工賃額は、家内労働者の製造又は加工等に係る物品の一定の単位によって定めるものとする。

(最低工賃の効力)

第十四条 委託者は、最低工賃の適用を受ける家内労働者に対し、その最低工賃額以上の工賃を支払わなければならない。

(最低工賃に関する職権等)

第十五条 第八条第一項及び第十条に規定する厚生労働大臣又は都道府県労働局長の職権は、二以上の都道府県労働局の管轄区域にわたる事案及び一の都道府県労働局の管轄区域内のみに係る事案であつて厚生労働大臣が全国的に関連があると認めて指定するものについては、厚生労働大臣が行い、一の都道府県労働局の管轄区域内のみに係る事案(厚生労働大臣の職権に属する事案を除く。)については、当該都道府県労働局長が行う。

- 2 厚生労働大臣は、都道府県労働局長が決定した最低工賃が著しく不適当となつたと認めるときは、労働政策審議会の調査審議を求め、その意見を聴いて、当該最低工賃の改正又は廃止の決定をすべきことを都道府県労働局長に命ずることができる。
- 3 第八条第二項の規定は、前項の労働政策審議会の意見の提出があつた場合について準用する。

(工賃及び最低工賃に関する規定の効力)

第十六条 第六条又は第十四条の規定に違反する工賃の支払を定める委託に関する契約は、その部分については無効とする。この場合において、無効となつた部分は、これらの規定に定める基準による。

第四章 安全及び衛生

(安全及び衛生に関する措置)

第十七条 委託者は、委託に係る業務に関し、機械、器具その他の設備又は原材料その他の物品を家内労働者に譲渡し、貸与し、又は提供するときは、これらによる危害を防止するため、厚生労働省令で定めるところにより、必要な措置を講じなければならない。

- 2 家内労働者は、機械、器具その他の設備若しくは原材料その他の物品又はガス、蒸気、粉じん等による危害を防止するため、厚生労働省令で定めるところにより、必要な措置を講じなければならない。
- 3 補助者は、前項に規定する危害を防止するため、厚生労働省令で定める事項を守らなければならない。

(安全及び衛生に関する行政措置)

第十八条 都道府県労働局長又は労働基準監督署長は、委託者又は家内労働者が前条第一項又は第二項の措置を講じない場合には、委託者又は家内労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、委託をし、若しくは委託を受けることを禁止し、又は機械、器具その他の設備若しくは原材料その他の物品の全部若しくは一部の使用の停止その他必要な措置を執ることを命ずることができる。

第五章 家内労働に関する審議機関

第十九条 削除

第二十条 削除

(専門部会等)

第二十一条 審議会は、最低工賃の決定又はその改正の決定について調査審議を求められたときは、専門部会を置かなければならない。

2 前項の専門部会は、政令で定めるところにより、関係家内労働者を代表する委員、関係委託者を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもつて組織する。

第二十二条 削除

(関係家内労働者及び関係委託者等の意見聴取)

第二十三条 審議会は、この法律に別段の定めがある場合のほか、審議に際し必要と認める場合には、関係家内労働者、関係委託者その他の関係者の意見を聞くものとする。

(政令への委任)

第二十四条 この法律に規定するもののほか、審議会に関し必要な事項は、政令で定める。

第六章 雜則

(援助)

第二十五条 国又は地方公共団体は、家内労働者及び委託者に対し、資料の提供、技術の指導、施設に関する便宜の供与その他この法律の目的を達成するために必要な援助を行なうように努めなければならない。

(届出)

第二十六条 委託者は、厚生労働省令で定めるところにより、委託に係る家内労働者の数及び業務の内容その他必要な事項を都道府県労働局長に届け出なければならない。

(帳簿の備付け)

第二十七条 委託者は、厚生労働省令で定めるところにより、委託に係る家内労働者の氏名、当該家内労働者に支払う工賃の額その他の事項を記入した帳簿をその営業所に備え付けて置かなければならない。

(報告等)

第二十八条 厚生労働大臣、都道府県労働局長、労働基準監督署長又は労働基準監督官は、この法律の施行のため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、委託者又は家内労働者に対し、工賃に関する事項その他必要な事項を報告させ、又は出頭を命ずることができる。

(労働基準監督署長及び労働基準監督官)

第二十九条 労働基準監督署長及び労働基準監督官は、厚生労働省令で定めるところにより、この法律の施行に関する事務をつかさどる。

(労働基準監督官の権限)

第三十条 労働基準監督官は、この法律の施行のため必要があると認めるときは、委託者の営業所又は家内労働者が業務に従事する場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問し、又は試験のため必要な最少限度の分量に限り、家内労働者及び補助者に危害を与える物若しくはその疑いのある物であつて厚生労働省令で定めるものを取去すことができる。

2 前項の規定による立入検査等をする労働基準監督官は、その身分を示す証票を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査等の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第三十一条 労働基準監督官は、この法律の規定に違反する罪について、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）の規定による司法警察員の職務を行なう。

(申告)

第三十二条 委託者に、この法律又はこの法律に基づく命令に違反する事実がある場合には、家内労働者又は補助者は、その事実を都道府県労働局長、労働基準監督署長又は労働基準監督官に申告することができる。

- 2 委託者は、前項の規定による申告をしたことを理由として、家内労働者に対して工賃の引下げその他不利益な取扱いをしてはならない。
- 3 委託者が家内労働者に対して前項の規定に違反する取扱いをした場合には、都道府県労働局長、労働基準監督署長又は労働基準監督官は、厚生労働省令で定めるところにより、当該委託者に対し、その取扱いのは正を命ずることができる。

第七章 罰則

第三十三条 第十八条の規定による委託をすることを禁止する命令に違反した者は、六月以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。

第三十四条 第十四条の規定に違反した者は、一万円以下の罰金に処する。

第三十五条 次の各号の一に該当する者は、五千円以下の罰金に処する。

- 一 第三条第一項、第六条又は第十七条の規定に違反した者
- 二 第三条第二項の規定による記入をせず、又は虚偽の記入をした者
- 三 第十八条の規定による命令（委託をすることを禁止する命令を除く。）又は第三十二条第三項の規定による命令に違反した者
- 四 第二十六条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 五 第二十七条の規定による帳簿の備付けをせず、又は同条の帳簿に虚偽の記入をした者
- 六 第二十八条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は出頭しなかつた者
- 七 第三十条第一項の規定による立入り、検査若しくは收去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

（両罰規定）

第三十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務について、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律の施行期日は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において、各規定につき、政令で定める。

<以下省略>

家内労働法施行規則

(昭和四十五年九月三十日労働省令第二十三号)
最終改正：平成一九年九月二五日厚生労働省令第一二号

家内労働法（昭和四十五年法律第六十号）第三条、第四条第二項、第六条第一項、第九条第一項、第十一条第一項及び第二項、第十二条第一項、第十七条、第十八条、第二十六条から第二十九条まで、第三十条第一項、第三十二条第三項並びに同法附則第二条第一項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、家内労働法施行規則を次のように定める。

第一章 委託（第一条・第二条）

第二章 工賃及び最低工賃（第三条-第九条）

第三章 安全及び衛生（第十条 第二十二条）

第四章 雜則（第二十三条 第三十条）

附則

第一章 委託

（家内労働手帳）

- 第一条 委託者は、委託をするにあたつては、家内労働者に対し、委託に係る物品を提供するときまでに家内労働手帳を交付しなければならない。
- 2 家内労働法（以下「法」という。）第三条第二項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。
- 一 委託をするつど、その年月日、納入させる物品の数量及び納品の時期
 - 二 製造又は加工等に係る物品を受領するつどその年月日
 - 三 工賃を支払うつどその年月日
- 3 委託者は、委託をするにあたつては、家内労働手帳に次の事項を記入しなければならない。
- 一 家内労働者の氏名、性別及び生年月日並びに当該家内労働者に補助者がある場合にはその氏名、性別及び生年月日
 - 二 委託者の氏名、営業所の名称及び所在地並びに委託者が当該家内労働者に係る委託について代理人を置く場合にはその氏名及び住所
 - 三 工賃の支払場所、毎月一定期日を工賃締切日として定める場合にはその定め及び通貨以外のもので工賃を支払う場合にはその方法
 - 四 物品の受渡し場所
 - 五 不良品の取扱いに関する定めをする場合にはその定め
- 4 委託者は、前項各号の事項に変更があつた場合には、そのつど、変更があつた事項を家内労働手帳に記入しなければならない。
- 5 委託者は、委託に関し、家内労働者に機械、器具その他の設備又は原材料その他の物品を自己から購入させようとする場合には、そのつど、その品名、数量及び引渡しの期日並びにその代金の額並びに決済の期日及び方法に関する事項を家内労働手帳に記入しなければならない。
- 6 家内労働者は、委託者が家内労働手帳に記入した事項を確認しなければならない。
- 7 家内労働者は、委託者が家内労働手帳に最後の記入をした日から二年間当該家内労働手帳を保存しなければならない。
- 8 家内労働手帳は、様式第一号による。

（就業時間の適正化に関する勧告）

第二条 法第四条第二項 の規定による勧告は、都道府県労働局長が当該都道府県労働局の掲示場に掲示することにより行うものとする。

第二章 工賃及び最低工賃

(工賃の支払)

第三条 工賃の支払は、委託者が家内労働者の同意を得た場合には、次の方法によることができる。

- 一 郵便為替の交付
- 二 銀行その他の金融機関に対する預金又は貯金への振込み

(審議会の意見の要旨の公示)

第四条 法第九条第一項 の規定による公示は、厚生労働大臣の職権に係る事案については厚生労働大臣が官報に掲載することにより、都道府県労働局長の職権に係る事案については当該都道府県労働局長が当該都道府県労働局の掲示場に掲示することにより行うものとする。

(審議会の意見に関する異議の申出)

第五条 法第九条第二項 の異議の申出は、異議の内容及び理由を記載した異議申出書を提出することによつて行なわなければならない。

2 厚生労働大臣に対する異議の申出は、関係都道府県労働局長を経由してすることができる。

(関係家内労働者及び関係委託者の意見の聴取)

第六条 労働政策審議会又は地方労働審議会（以下「審議会」と総称する。）は、法第十二条第一項 の規定により関係家内労働者及び関係委託者の意見を聽こうとするときは、当該事案の要旨並びに意見を述べようとする関係家内労働者及び関係委託者は一定の期日までに審議会に意見書を提出すべき旨を公示しなければならない。

- 2 審議会は、前項の意見書によるほか、関係家内労働者及び関係委託者のうち適當と認める者から意見をきくものとする。
- 3 第一項の規定による公示は、労働政策審議会にあつては官報に掲載することにより、地方労働審議会にあつては都道府県労働局の掲示場に掲示することにより行うものとする。

(関係家内労働者又は関係委託者の申出)

第七条 法第十二条第二項 の規定による申出は、次の事項を記載した申出書を提出することによつて行なわなければならない。

- 一 申出をする者が代表する家内労働者又は委託者の範囲
 - 二 申出の内容
 - 三 申出の理由
- 2 前項の申出書には、申出をする者が同項第一号の範囲の家内労働者又は委託者を代表する者であることを明らかにできる書類を添えなければならない。
 - 3 第一項の申出書は、当該事案が二以上の都道府県労働局の管轄区域にわたるものである場合には厚生労働大臣に、当該事案が一の都道府県労働局の管轄区域内のみに係るものである場合には当該都道府県労働局長に提出しなければならない。この場合において、厚生労働大臣に提出する申出書は、関係都道府県労働局長を経由して提出することができる。

(最低工賃に関する決定の公示)

第八条 法第十二条第一項 の規定による公示は、官報に掲載することによつて行なうものとする。

(最低工賃に関する職権)

第九条 都道府県労働局長は、当該都道府県労働局の管轄区域内のみに係る事案について、法第十二条第一項 又は法第十一条 の規定により地方労働審議会の調査審議を求めるようとする場合において、当該事案が全国的に関連があると認めるとき、又は全国的に関連があるかどうか判断し難いときは、遅滞なく、意見を付してその旨を厚生労働大臣に報告しなければならない。

2 厚生労働大臣は、法第十五条第一項 の規定による指定をしたときは、遅滞なく、その旨

を関係都道府県労働局長に通知しなければならない。前項の報告があつた事案について法第十五条第一項の規定による指定をしないことを決定したときも、同様とする。

- 3 都道府県労働局長は、第一項の報告をした事案については、前項後段の通知があるまでは、法第八条第一項又は法第十条の規定による調査審議を求めてはならない。
- 4 都道府県労働局長は、第二項前段の通知を受けたときは、遅滞なく、申出書その他の関係書類を厚生労働大臣に送付しなければならない。

第三章 安全及び衛生

(安全装置の取付け)

第十条 委託者は、委託に係る業務に関し、次の表の上欄に掲げる機械を家内労働者に譲渡し、貸与し、又は提供する場合には、それぞれ同表の下欄に掲げる安全装置を取り付けなければならない。

機械		安全装置
木材加工用丸のこ盤	反ぱつにより作業者が危害をうけるおそれのあるもの	割刃その他の反ぱつ予防装置
	接触により作業者が危害をうけるおそれのあるもの	歯の接触予防装置
手押しかんな盤		刃の接触予防装置
プレス機械及びシャー		安全装置（その性能について労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第四十四条第一項の規定に基づく検定を受けた安全装置に限る。）

(規格具備等の確認)

第十一條 委託者は、委託に係る業務に関し、次の安全装置、機械又は器具を家内労働者に譲渡し、貸与し、又は提供する場合には、当該安全装置、機械又は器具が労働安全衛生法第四十二条の厚生労働大臣が定める規格を具備していることを確認しなければならない。

- 一 木材加工用丸のこ盤の反ぱつ予防装置又は歯の接触予防装置
- 二 手押しかんな盤の刃の接触予防装置
- 三 研削盤、研削といし又は研削といしの覆い
- 四 動力により駆動されるプレス機械

第十二条 委託者は、委託に係る業務に関し、手押しかんな盤を家内労働者に譲渡し、貸与し、又は提供する場合には、刃物取付け部が丸胴であることを確認しなければならない。

(防護措置)

第十三条 委託者は、委託に係る業務に関し、次の表の上欄に掲げる機械又は器具を家内労働者に譲渡し、貸与し、又は提供する場合には、それぞれ同表の下欄に掲げる措置を講じなければならない。

機械又は器具	措置
原動機又は回転軸、歯車、ブリ若しくはベルトのある機械	作業者が危害をうけるおそれのある部分に覆い、囲い又はスリーブを取り付けること。
回転軸、歯車、ブリ又はフライホイールに附属する止め具の	止め具に覆いを取り付けること。

ある機械（埋頭型の止め具を使用している機械を除く。）	
バフ盤（布バフ、コルクバフ等を使用するバフ盤を除く。）	バフの研磨に必要な部分以外の部分に覆いを取り付けること。
面取り盤	刃の接触予防装置を取り付けること。ただし、作業の性質上接触予防装置を取り付けることが困難な場合には、工具を譲渡し、貸与し、又は提供すること。
紙、布、金属箔等を通すロール機（送給が自動的に行なわれる構造のロール機を除く。）	囲い又はガイドロールを取り付けること。
電気機械器具	充電部分のうち作業者が作業中又は通行の際に、接触し、又は接近することにより感電の危害を生ずるおそれのある部分に囲い又は絶縁覆いを取り付けること。ただし、電熱器の発熱体の部分、抵抗溶接機の電極の部分等電気機械器具の使用の目的により露出することがやむを得ない充電部分については、この限りでない。

(危害防止のための書面の交付等)

- 第十四条 委託者は、委託に係る業務に関し、別表第一の上欄に掲げる機械、器具又は原材料その他の物品を家内労働者に譲渡し、貸与し、又は提供する場合には、それぞれ同表の下欄に掲げる事項を書面に記載し、家内労働者に交付しなければならない。
- 2 家内労働者は、前項の書面を作業場の見やすい箇所に掲示しておかなければならぬ。
 - 3 家内労働者又補助者は、第一項の書面に記載された注意事項を守るように努めなければならない。

(有害物についての容器の使用等)

- 第十五条 委託者は、委託に係る業務に関し、次の物品を家内労働者に譲渡し、又は提供する場合には、当該物品が漏れ、又は発散するおそれのない容器を使用し、かつ、当該容器の見やすい箇所に当該物品の名称及び取扱い上の注意事項を表示しなければならない。
- 一 有機溶剤（労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）別表第六の二に掲げる有機溶剤をいう。以下同じ。）
 - 二 有機溶剤を含有する塗料、絵具又は接着剤
 - 三 鉛化合物（労働安全衛生法施行令別表第四第六号の鉛化合物をいう。以下同じ。）を含有する絵具又は油薬
- 2 前項の規定は、家内労働者が同項各号の物品であつて委託者からの譲渡又は提供に係るもの以外のものを使用する場合について準用する。

(女性及び年少者の就業制限)

- 第十六条 委託者は、満十八才に満たない家内労働者又は補助者が、次の業務に従事することとなる委託をしないように努めなければならない。
- 一 丸のこの直徑が二十五センチメートル以上の木材加工用丸のこ盤（横切用丸のこ盤、自動送り装置を有する丸のこ盤その他反ぱつにより作業者が危害をうけるおそれのないものを除く。）に木材を送給する業務
 - 二 動力により駆動されるプレス機械の金型又はシャーの刃部の調整又はそうじの業務
 - 三 手押しかんな盤又は単軸面取り盤の取扱いの業務
 - 四 火工品を製造し、又は取り扱う業務であつて取り扱う物品が爆発するおそれのあるもの

- 五 別表第二に掲げる発火性の物品、酸化性の物品、引火性の物品又は可燃性のガス（以下「危険物」という。）を取り扱う業務であつて取り扱う物品が爆発し、発火し、又は引火するおそれのあるもの
- 六 鉛等（鉛中毒予防規則（昭和四十七年労働省令第三十七号）第一条第一号の鉛等をいう。以下同じ。）の蒸気又は粉じんを発散する場所における業務
- 七 土石、岩石、鉱物、金属又は炭素の粉じんを著しく発散する場所における業務
- 2 委託者は、満十八才以上の女性である家内労働者又は補助者が、前項第一号、第三号及び第六号の業務に従事することとなる委託をしないように努めなければならない。
- 3 満十八才に満たない家内労働者又は補助者は、第一項各号の業務に従事しないように努めなければならない。
- 4 満十八才以上の女性である家内労働者又は補助者は、第一項第一号、第三号及び第六号の業務に従事しないように努めなければならない。

（家内労働者の危害防止措置）

第十七条 家内労働者は、委託者からの譲渡、貸与又は提供に係る機械又は器具以外の機械又は器具を使用する場合には、第十条から第十三条までに規定する措置に準ずる措置を講ずるよう努めなければならない。

（設備等の設置）

第十八条 家内労働者は、屋内作業場において次の表の上欄に掲げる業務に従事する場合には、それぞれ同表の下欄に掲げる設備又は装置を設けるように努めなければならない。

業務	設備又は装置
有機溶剤等（有機溶剤中毒予防規則（昭和四十七年労働省令第三十六号）第一条第一項第二号の有機溶剤等をいう。以下同じ。）を取り扱う業務（吹付けの業務を除く。）	蒸気の発散源を密閉する設備、局所排気装置、全体換気装置又は排気筒
有機溶剤等を吹き付ける業務	局所排気装置
鉛等を取り扱う業務	局所排気装置、全体換気装置又は排気筒
研磨材を用いて動力により、岩石、鉱物若しくは金属を研まし、若しくはぱり取りし、又は金属を裁断する場所における業務	局所排気装置又は粉じんの発生源を湿潤な状態に保つための設備

（保護具等の使用）

第十九条 家内労働者又は補助者は、次の表の上欄に掲げる業務に従事する場合には、それぞれ同表の下欄に掲げる保護具等を使用しなければならない。

業務	保護具等
運転中の機械の刃部における切粉払い又は切削剤を使用する業務	ブラシ
運転中の機械に頭髪又は被服が巻き込まれるおそれのある業務	適当な帽子又は作業服
ガス、蒸気又は粉じんを発散する場所における業務（局所排気装置、全体換気装置又は粉じんの発生源を湿潤な状態に保つための設備が設置されている場所における業務を除く。）	ガス又は蒸気にあつては防毒マスク、粉じんにあつては防じんマスク
皮膚に障害を与える物品又は皮膚から吸収されて中毒を起こすおそれのある物品を取り扱う業務	塗布剤、不浸透性の作業衣又は手袋
強烈な騒音を発する業務	耳せん

(危険物の取扱い)

第二十条 家内労働者又は補助者は、次の表の上欄に掲げる物品を取り扱う場合には、それぞれ同表の下欄に掲げる事項を守らなければならない。

物品	事項
別表第二に掲げる発火性の物品	みだりに、火気その他点火源となるおそれのあるものに接近させ、酸化をうながす物若しくは水に接触させ、加熱し、又は衝撃を与えないこと。
別表第二に掲げる酸化性の物品	みだりに、分解がうながされるおそれのあるものに接触させ、加熱し、摩擦し、又は衝撃を与えないこと。
別表第二に掲げる引火性の物品	みだりに、火気その他点火源となるおそれのあるものに接近させ、若しくは注ぎ、蒸発させ、又は加熱しないこと。
別表第二に掲げる可燃性のガス	みだりに発散させないこと。

(援助)

第二十一条 委託者は、家内労働者又は補助者が危害防止のためにする安全装置、局所排気装置その他の設備の設置及び健康診断の受診について必要な援助を行なうように努めなければならない。

(安全及び衛生に関する命令)

第二十二条 法第十八条 の規定による命令は、次の事項を記載した命令書を交付することによつて行なう。

- 一 違反の事実
- 二 命令の内容

第四章 雜則

(届出)

第二十三条 委託者は、法第二条第三項 の規定に該当するに至った場合には、遅滞なく、委託状況届（様式第二号）を当該委託者の営業所の所在地を管轄する労働基準監督署の長（以下「所轄労働基準監督署長」という。）を経由して当該営業所の所在地を管轄する都道府県労働局の長（以下「所轄都道府県労働局長」という。）に提出しなければならない。

- 2 委託者は、毎年、四月一日現在における状況について、委託状況届（様式第二号）を同月三十日までに、所轄労働基準監督署長を経由して所轄都道府県労働局長に提出しなければならない。
- 3 委託者は、家内労働者又は補助者が、委託に係る業務に関し負傷し、又は疾病にかかり四日以上休業し、又は死亡した場合には、遅滞なく、家内労働死傷病届（様式第三号）を所轄労働基準監督署長を経由して所轄都道府県労働局長に提出しなければならない。

(帳簿)

第二十四条 法第二十七条 の帳簿には、委託に係る家内労働者各人別に、次の事項を記入しなければならない。

- 一 家内労働者の氏名、性別、生年月日、住所及び家内労働者の作業場の所在地が住所と異なる場合にはその所在地
- 二 委託に係る家内労働者に補助者がある場合には、その氏名、性別及び生年月日
- 三 委託に係る業務に関し、代理人を置く場合には、当該代理人の氏名、住所及び代理業務の範囲
- 四 委託をするつど、その年月日、委託をした業務の内容、納入させる物品の数量、工賃の単価、納品の時期及び工賃の支払期日

- 五 製造又は加工等に係る物品を受領するつど、その年月日及び受領した物品の数量
 - 六 工賃を支払うつど、その年月日、支払った工賃の額並びに通貨以外のもので工賃を支払った場合にはその方法及び額
- 2 委託者は、前項の帳簿に最後の記入をした日から三年間当該帳簿を保存しなければならない。
 - 3 第一項の帳簿は、様式第四号による。

(報告等)

第二十五条 厚生労働大臣、都道府県労働局長、労働基準監督署長又は労働基準監督官は、法第二十八条の規定により委託者又は家内労働者に対し、必要な事項を報告させ、又は出頭を命ずる場合には、次の事項を通知しなければならない。

- 一 報告をさせ、又は出頭を命ずる理由
- 二 出頭を命ずる場合には聽取しようとする事項

(労働基準監督署長及び労働基準監督官)

第二十六条 労働基準監督署長は、都道府県労働局長の指揮監督を受けて、この省令に規定するもののほか、法の施行に関する事務をつかさどる。

- 2 労働基準監督官は、上司の命を受けて、法に基づく立入検査、司法警察員の職務その他の法の施行に関する事務をつかさどる。

(労働基準監督官の権限)

第二十七条 労働基準監督官が、法第三十条第一項の規定に基づき収去することができる物は、次の物又はその疑いのある物とする。

- 一 労働安全衛生法施行令第十六条第一項各号に掲げる物
 - 二 有機溶剤等、鉛等及び厚生労働大臣が危害を与えるものとして指定する物
- 2 法第三十条第二項の証票は、労働基準法施行規則（昭和二十二年厚生省令第二十三号）様式第十八号による。

(申告に基づく不利益な取扱いの是正命令)

第二十八条 法第三十二条第三項の規定による命令は、次の事項を記載した是正命令書を交付することによって行なう。

- 一 不利益な取扱いの事実
- 二 是正すべき事項
- 三 是正期限

(公示事項の周知)

第二十九条 厚生労働大臣、都道府県労働局長又は審議会は、法又はこの省令の規定により公示した事項について、適当な方法により関係者に知らせるように努めなければならない。

(様式の任意性)

第三十条 委託者は、第一条の家内労働手帳及び第二十四条の帳簿を、様式第一号及び様式第四号と異なる様式を用いて作成することができる。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、昭和四十五年十月一日から施行する。ただし、第十一条及び次条の規定は、昭和四十六年七月一日から施行する。

(プレス機械等に関する経過措置)

<以下省略>

厚生労働省組織令（抄）

（地方労働審議会）

第一百五十六条の二 都道府県労働局に、地方労働審議会を置く。

2 地方労働審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 都道府県労働局長の諮問に応じて労働基準法、労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法（平成四年法律第九十号）、労働安全衛生法、作業環境測定法（昭和五十年法律第二十八号）、賃金の支払の確保等に関する法律（昭和五十一年法律第三十四号）、職業安定法、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和六十一年法律第八十八号。第四十四条、第四十五条及び第四十七条の規定に限る。）、

港湾労働法（昭和六十三年法律第四十号）及び家内労働法の施行並びに公共職業安定所の業務に関する重要な事項を調査審議する」と。

二 前号に規定する重要な事項に関して、都道府

県労働局長又は関係行政機関（家内労働法の施行に関する重要な事項にあっては、都道府県労働局長）に意見を述べること。

三 労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法、地域雇用開発促進法及び家内労働法の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

3 厚生労働大臣が指定する都道府県労働局に置かれる地方労働審議会は、前項に定めるもののが、関係都道府県労働局長の諮問に応じて同項第一号に掲げる重要な事項のうち港湾労働法の施行に関するものであつて二以上の都道府県の区域の一部をその区域とする港湾に係るものについて調査審議し、かつ、関係都道府県労働局長又は関係行政機関に意見を述べることができる。

4 前二項に定めるもののほか、地方労働審議会に關し必要な事項については、地方労働審議会令（平成十三年政令第三百二十号）の定めると
こによる

地方労働審議会令

(名称)

平成一三・九・二七政令三二〇号

第一条 地方労働審議会（以下「審議会」といふ。）には、当該都道府県労働局の名を冠する。

る。

(組織)

第二条 審議会は、委員十八人で組織する。

3 臨時委員のうち、関係労働者を代表するもの及び関係使用者を代表するものは、各同数とする。

4 専門委員は、審議会の同意を得て、都道府

県労働局長が任命する。

(委員の任期等)

第四条 委員の任期は、二年とする。ただし、

補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで、その職務を行うものとする。

4 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別

の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

5 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

6 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

7 部会長に事故があるときは、当該部会に属する公益を代表する委員又は臨時委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、そ

係使用者を代表する者及び公益を代表する者のうちから、都道府県労働局長が任命する。委員のうちから、委員が選挙する。

第五条 審議会に会長を置き、公益を代表する会長は、会務を總理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、公益を代表する委員のうちから会長があらかじめ指名するとする。

2 会長は、会務を總理し、審議会を代表する委員が、その職務を代理する。

(部会)

第六条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 前項の委員のうち、労働者を代表するもの及び使用者を代表するものは、各同数とする。

4 第二項の臨時委員のうち、関係労働者を代表するもの及び関係使用者を代表するものは、各同数とする。

5 部会に部会長を置き、当該部会に属する公益を代表する委員及び臨時委員のうちから、当該部会に属する委員及び臨時委員が選挙する。

2 臨時委員は、関係労働者を代表する者、関

(会長)

が各同数を任命する。

2 臨時委員は、関係労働者を代表する者、関

(会長)

の職務を代理する。

8 審議会は、その定めるところにより、部会（その部会長が委員であるものに限る。）の議決をもつて審議会の議決とすることができる。

（最低工賃専門部会）

第七条 家内労働法第二十一条第一項の規定

により審議会に置かれる専門部会（以下「最低工賃専門部会」という。）に属すべき委員及び臨時委員は、会長が指名する。

2 前項の臨時委員のうち、関係労働者を代表するもの及び関係使用者を代表するものは、各同数とする。

3 最低工賃専門部会は、その任務を終了したときは、審議会の議決により、廃止するものとする。

4 前条第五項から第八項までの規定は、最低工賃専門部会について準用する。

（議事）

第八条 審議会は、委員及び議事に關係のある臨時委員の三分の一以上又は労働者関係委員（労働者を代表する委員及び議事に關係のある臨時委員のうち関係労働者を代表するもの）をいう。）、使用者関係委員（使用者を代

表する委員及び議事に關係のある臨時委員のうち関係使用者を代表するものをいう。）及び公益関係委員（公益を代表する委員及び議事に關係のある臨時委員のうち公益を代表するものをいう。）の各三分の一以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

2 審議会の議事は、委員及び議事に關係のある臨時委員で会議に出席したもののは過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 前二項の規定は、部会及び最低工賃専門部会の議事に準用する。

（庶務）

第九条 審議会の庶務は、当該都道府県労働局において處理する。

（雑則）

第十条 この政令に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に關し必要な事項は、会長が審議会に諮つて定める。

附 則

この政令は、平成十三年十月一日から施行する。

東京地方労働審議会運営規程

第1条 地方労働審議会の議事運営は、厚生労働省組織令（平成12年政令第252号）第156条の2及び地方労働審議会令（平成13年政令第320号）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

第2条 審議会の会議（以下単に「会議」という。）は、労働局長の請求があったとき、会長が必要があると認めるとき又は委員の3分の1以上から請求があったときに会長が召集する。

2 審議会は、前項の規定にかかわらず、その議事が諮問のみの場合にあっては、労働局長から会長あて諮問文を発出することをもって、会議の召集に代えることができる。

また、その議事が地方労働審議会令第3条第4項に規定する専門委員の同意のみの場合にあっては、会長から委員あて同意を求める文書を発出することをもって、会議に代えることができる。

3 労働局長又は委員は、会長に会議の召集を請求するときは、付議事項及び日時を明らかにしなければならない。

4 会長は、会議を召集しようとするときは、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも7日前までに付議事項、日時及び場所を委員及び労働局長に通知しなければならない。

第3条 委員は、病気その他の理由により会議に出席することができないときは、その旨を会長に通知しなければならない。

第4条 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

2 委員は、会議において発言しようとするときは、会長の許可を受けるものとする。

3 審議会は、会長が必要があると認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聞くことができる。

第5条 会議は、原則として公開する。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、会議を非公開とすることができる。

2 会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

第6条 審議会の議事については、議事録を作成し、議事録には会長及び会長の指名した委員2人が署名するものとする。

2 議事録及び会議の資料は、原則として公開する。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、議事録の全部又は一部を非公開とすることができる。

3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

第7条 第2条から第6条までの規定は、地方労働審議会令第6条に規定する部会（以下単に「部会」という。）及び同令第7条に規定する最低工賃専門部会（以下単に「最

低工賃専門部会」という。)について準用する。この場合において、「会長」とあるのは「部会長」、また「委員」とあるのは家内労働部会、港湾労働部会及び最低工賃専門部会については「委員及び臨時委員」と読み替えるものとする。

第8条 会長は、審議会が議決を行ったときは、当該議決に係る答申書、建議書又は議決書をその都度労働局長に送付しなければならない。

2 審議会は、厚生労働省組織令第156条の2第2項第2号の規定により関係行政機関に建議したときは、その写しを労働局長に送付しなければならない。

第9条 審議会は、その定めるところにより、次の部会を置くこととする。

- 一 労働災害防止部会
- 二 家内労働部会
- 三 港湾労働部会

第10条 部会長が委員である部会又は最低工賃専門部会が、その所掌事務について議決をしたときは、当該議決をもって審議会の議決とする。ただし、審議会が、あらかじめ当該議決に係る事項に関して、審議会の議決を特に必要とすることを定めていたときは、この限りでない。

2 審議会は、部会長が臨時委員である部会又は最低工賃専門部会の議決に関し、会長を除いた審議会の委員及び臨時委員が当該議決の取り扱いを会長に一任した場合、会長の決するところをもって審議会の議決とすることができます。

第11条 臨時委員及び専門委員は、審議会令第4条第4項及び第5項に規定する場合のほか、会長の任期が終了したときに解任されるものとする。ただし、再任を妨げない。

第12条 部会に属すべき委員及び臨時委員のうち、労働者を代表するもの及び使用者を代表するものは、各同数とする。この場合において、部会に属すべき委員のうち、労働者を代表するもの及び使用者を代表するものは、異なる数とすることができます。

第13条 この規程に定めるもののほか、部会及び最低工賃専門部会の議事運営に関する必要な事項は、部会長が当該部会及び最低工賃専門部会に諮って定める。

第14条 審議会の庶務は、東京労働局総務部企画室において総括し、及び処理する。ただし、労働災害防止部会に係るものについては東京労働局労働基準部監督課、家内労働部会及び最低工賃専門部会に係るものについては東京労働局労働基準部賃金課、港湾労働部会に係るものについては東京労働局職業安定部職業対策課において処理する。

第15条 この規程の改廃は、審議会の議決に基づいて行う。

附 則

この規程は、平成13年11月15日から施行する。

この規程は、平成15年3月7日から施行する。

東京地方労働審議会家内労働部会運営規程

(規程の目的)

第1条 東京地方労働審議会家内労働部会（以下「部会」という。）の
議事運営は厚生労働省組織令（平成12年政令第252号）第
156条の2、地方労働審議会令（平成13年政令第320号）
及び東京地方労働審議会運営規程に定めるもののほか、この規程
の定めるところによる。

(委員の人数)

第2条 部会に属すべき委員及び臨時委員のうち、家内労働者を代表す
るもの、委託者を代表するもの及び公益を代表するものは、各3
人とする。

(議決の報告)

第3条 部会長は、部会が議決を行ったときは、当該議決をその都度、
東京地方労働審議会長に報告しなければならない。

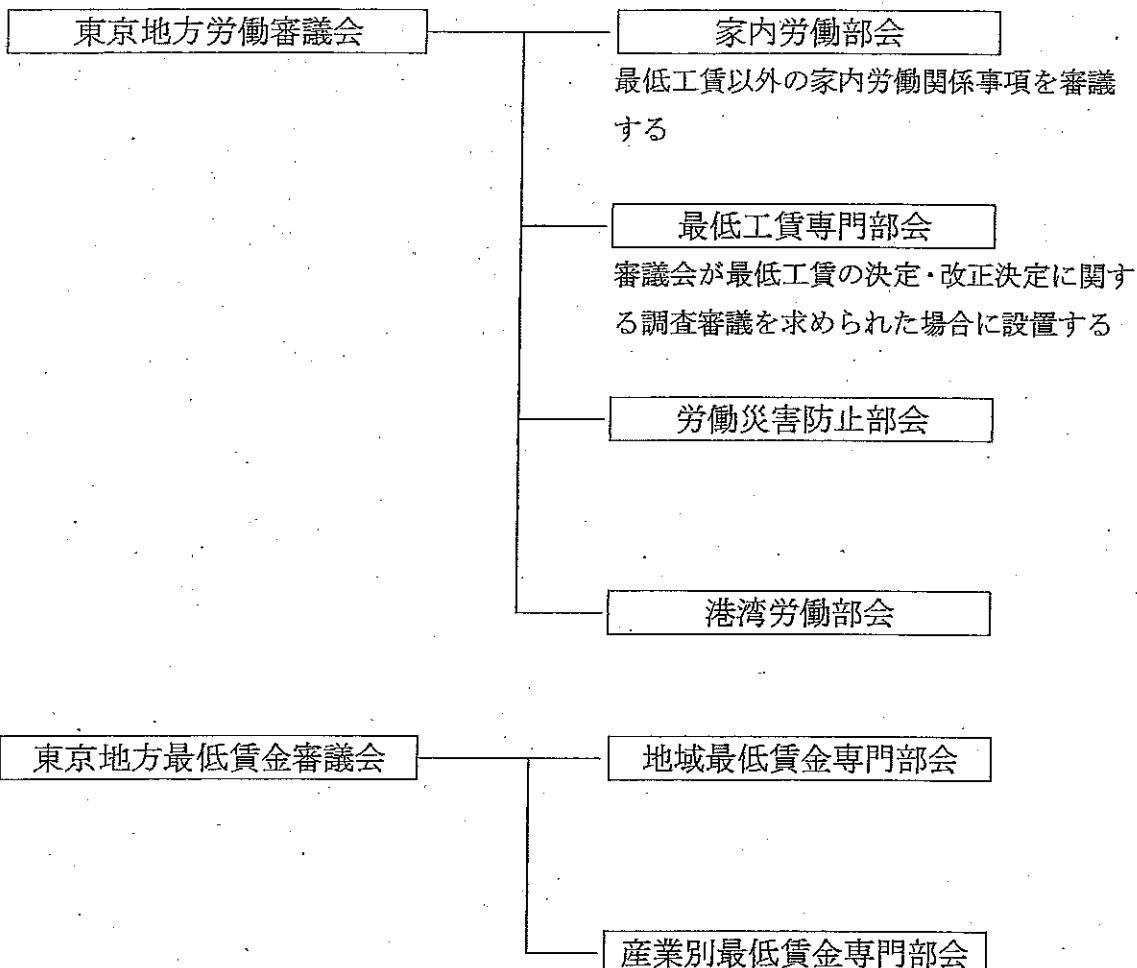
(規程の改廃)

第4条 この規程の改廃は、部会の議決に基づいて行う。

附則

この規程は、平成14年2月6日から施行する。

東京労働局における審議会



第10次最低工賃新設・改正計画(平成22年4月～平成25年3月)

局名	平成22年 (1月31日) 現在 最低工賃件数	平成22年度		平成23年度		平成24年度	
		件名	件数	件名	件数	件名	件数
01 北海道	2			男子既製服(改正)	1	和服裁縫(改正)	1
02 青森	3	電気機械器具(改正)	1	和服裁縫(改正)	1	男子・婦人既製服(改正)	1
03 岩手	3	電気機械器具(改正)	1	婦人既製洋服(改正) 男子既製洋服(改正)	1	電気機械器具(改正)	1
04 宮城	2	電気機械器具(改正)	1	男子服・婦人服(改正)	1	電気機械器具(改正)	1
05 秋田	2	男子服・婦人服・子供服(改正)	1	直通機器用部品(改正)	1	男子服・婦人服・子供服(改正)	1
06 山形	3	電気機械器具(改正又は廃止)	1	男子・婦人既製服(改正)	1	横幅ニット(改正又は廃止)	1
07 福島	3	電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス製造業(改正)	1	外衣・シャツ(改正)	1	横幅ニット(改正又は廃止)	1
08 茨城	3	電気機械器具(改正)	1	男子既製洋服(廃止) 婦人・子供既製服(廃止) → 納合(新規)	1	2	
09 埼玉	2			電気機械器具(改正)	1	衣服(改正)	1
10 群馬	3	横幅ニット(改正)	1	婦人服(改正)	1	電気機械器具(改正)	1
11 埼玉	5	革靴(改正) 紙加工品(改正)	2	信託機械器具(改正)	1	縫製(改正) 足袋(改正)	2
12 千葉	1					婦人既製洋服(改正)	1
13 東京	3	革靴(改正)	1	電気機械器具(改正)	1	電気機械器具(改正)	1
14 神奈川	3	スカーフ・ハンカチーフ(改正)	1	直通機器用部品(改正)	1	紙加工品(改正)	1
15 新潟	6	洋食器・調物(改正) 作業工具(改正) 十日町機物(改正)	3	男子・婦人既製洋服(改正) 横幅ニット(改正)	2	洋食器・調物(改正) 作業工具(改正) 十日町機物(改正)	3
16 富山	4	電気機械器具(改正)	1	ニット(改正) 玉ねぎ(廃止)	2	2 ファスナー加工(改正)	1
17 石川	1	横幅ニット(改正又は廃止)	1				
18 福井	2	眼鏡(改正)	1	衣服(改正)	1		
19 山梨	3	電気機械器具(改正)	1	婦人服(改正)	1	食金属製品(改正)	1
20 長野	2			信託機械器具(改正)	1	外衣・シャツ(改正)	1
21 鹿児島	5	毛織物(廃止)	1	男子既製洋服(改正) 婦人服(改正)	2	陶磁器上給付(改正) 氷せん(廃止)	2
22 徳島	6	市河原電気配線器具(改正)	1	婦人服(廃止)	1	広幅・スフ機物(改正) 広幅・スフ機布(改正) 別珍・コール天絨布(改正) 紙袋(改正)	4
23 愛知	4	毛織物(改正) 婦人・子供服(改正)	2	直通電気配線装置(改正)	1	がん具花火(改正)	1
24 三重	1			市河原電気配線器具(改正)	1		
25 岐阜	4	下着・抱腹登(廃止) 妆具(廃止)	2	高島地区特・スフ機物・ねん糸(廃止)	1	単面電気配線装置(廃止)	1
26 京都	3	既製洋服(改正)	1	紙加工品及び印刷・同関連産業(改正)	1	丹波地区特・人形・毛織物(改正)	1
27 大阪	4	婦人既製洋服(改正)	1	横幅ニット(改正)	1	タオル(改正) 男子既製洋服(改正)	2
28 兵庫	8	婦・スフ機物(改正) 但馬地区特・人形・毛織物(改正)	2	約針(改正) 婦人既製服(改正)	2	靴下(改正) 電気機械器具(改正)	2
29 福岡	1			靴下(改正)	1		
30 和歌山	2	作業手袋(改正)	1	バジャマ・ホグリッジ(改正)	1		
31 岐阜	3	和服裁縫(改正)	1	男子服・婦人服(改正)	1	電気機械器具(改正)	1
32 岐阜	3	電気機械器具(改正)	1	外衣・シャツ(改正)	1	和服裁縫(改正)	1
33 四国	2	東南電気配線装置(改正) 男子学校服(廃止)	2				
34 広島	4	既製服(改正)	1	電気機械器具(改正)	1	和服裁縫(改正) 呂輩・吉笠(改正)	2
35 山口	2	和服裁縫(改正)	1	男子既製洋服・学校服・作業服(改正)	1	和服裁縫(改正)	1
36 徳島	1	縫製(下着・ハンカチーフ)(改正)	1			縫製(下着・ハンカチーフ)(改正)	1
37 香川	1			手袋・ソックスカバー(改正)	1		
38 愛媛	1	タオル(改正)	1				
39 高知	2	靴紐(改正)	1	衛生用紙(改正)	1		
40 福岡	2			婦人服(改正)	1	男子服(改正)	1
41 佐賀	3	婦人既製服(改正)	1	男子既製洋服(廃止)	1	陶磁器(改正)	1
42 長崎	3			和服裁縫(廃止)	1	男子既製洋服(廃止) 婦人既製洋服(廃止)	2
43 鹿児島	4	和服裁縫(改正)	1	電気機械器具(改正)	1	靴紐(改正) 紙加工品(廃止)	2
44 大分	2	衣服(廃止)	1	電気機械器具(改正)	1		
45 宮崎	3	内燃機関組装品(改正)	1	男子既製洋服(廃止) 婦人既製洋服(廃止)	2		
46 府県	2			男子既製洋服(廃止)	1	電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス(改正)	1
47 沖縄	1	縫製(改正)	1				
合計	130			44		40	48

(注) 件名の後の()は予定する内容。

委託者数及び家内労働者数の推移

年	委託者数	家内労働者数	補助者数
14年	870 (140)	6180 (310)	180 (30)
15年	725 (130)	4960 (220)	145 (21)
16年	518 (111)	4038 (171)	117 (16)
17年	435 (100)	3970 (150)	110 (10)
18年	370 (96)	3172 (150)	86 (10)
19年	301 (85)	3100 (124)	88 (8)
20年	372	2744	78
21年	250	1601	45
22年	235	1505	43
23年	231	1479	42

資料：東京労働局労働基準部賃金課「東京における家内労働の概況」

平成19年11月の日本標準産業分類の第12回改定に伴い、平成14年から平成19年までは、上段は「F12衣服、その他の繊維製品製造業」、下段括弧内は「F11繊維工業」の数字（外数）である。平成20年以降は「E11繊維工業」の数字である。

東京都婦人既製洋服製造業最低工賃の推移

発効年月日		H5.7.22	H7.8.14	H12.8.26	H15.5.16	H21.4.1	
工程	規格	金額					
見返し縫まつり(千鳥)	針目が3センチ間隔に5針以上	1か所につき 11円	12円 (9.09%)	13円 (8.33%)	13円 (0.00%)	13円 (0.00%)	
見返し星入れ	針目が3センチ間隔に6針以上	10セリにつき 11円	12円 (9.09%)	15円 (25.0%)	15円 (0.00%)	15円 (0.00%)	
すそまつり	針目が3センチ間隔に4針以上	20セリにつき 11円	12円 (9.09%)	15円 (25.0%)	16円 (6.66%)	16円 (0.00%)	
スナップ付け	1センチメートル型	1組につき 15円	15円 (0.00%)	16円 (6.66%)	17円 (6.25%)	17円 (0.00%)	
かぎホック付け	ウエスト用、前かん	1組につき 20円	21円 (5.00%)	21円 (0.00%)	22円 (4.76%)	22円 (0.00%)	
	ウエスト用以外、小、2つ穴	1組につき 16円	16円 (0.00%)	18円 (12.5%)	19円 (5.55%)	19円 (0.00%)	
ボタン付け	18ミリメートル以下、2つ穴、糸足つき根巻き2~3回	—	—	—	新設 1個につき 8円	8円 (0.00%)	
	18ミリメートル以下、2つ穴、糸足つき根巻き4回以上	1個につき 10円	10円 (0.00%)	10円 (0.00%)	10円 (0.00%)	10円 (0.00%)	
	20ミリメートル以下、4つ穴、糸足つき根巻き2~3回	—	—	—	新設 1個につき 9円	9円 (0.00%)	
	20ミリメートル以下、4つ穴、糸足つき根巻き4回以上	1個につき 11円	11円 (0.00%)	11円 (0.00%)	11円 (0.00%)	11円 (0.00%)	
	2つ穴、カボタンつき	1個につき 14円	14円 (0.00%)	14円 (0.00%)	14円 (0.00%)	14円 (0.00%)	
鎖糸ループ付け	糸ループの長さ3センチ	—	—	—	新設 1か所につき 8円	8円 (0.00%)	
	糸ループの長さ5センチ	1か所につき 11円	12円 (9.09%)	12円 (0.00%)	12円 (0.00%)	12円 (0.00%)	
ベルト止め又はブリーツしつけ	X印しつけ止め	1か所につき 8円	9円 (12.5%)	9円 (0.00%)	9円 (0.00%)	9円 (0.00%)	
そで付け裏まつり	針目が3センチ間隔に7針以上	10セリにつき 13円	14円 (7.69%)	15円 (7.14%)	15円 (0.00%)	16円 (6.66%)	
そで口裏まつり		10セリにつき 12円	13円 (8.33%)	14円 (7.69%)	14円 (0.00%)	15円 (7.14%)	
ファスナー裏まつり		10セリにつき 11円	12円 (9.09%)	14円 (16.6%)	14円 (0.00%)	15円 (7.14%)	
襟付け裏まつり		10セリにつき 11円	12円 (9.09%)	13円 (8.33%)	13円 (0.00%)	14円 (7.69%)	
ウエスト裏まつり		20セリにつき 15円	16円 (6.66%)	17円 (6.25%)	17円 (0.00%)	18円 (5.88%)	
肩/パット付け	1組(1着分)につき36円	37円 (2.77%)	40円 (8.10%)	内パット 42円 外パット 40円	42円 (0.00%)	42円 (0.00%)	
カフス付け	カフスカバーマツリ、	1着分につき 47円	48円 (2.12%)		48円 (0.00%)	48円 (0.00%)	
襟付け	襟カバーまつり、かんぬき止め	1枚につき 22円	23円 (4.54%)	24円 (4.34%)	24円 (0.00%)	24円 (0.00%)	
バックル付け	ベルトの幅が5センチのもの	1個につき 11円	11円 (0.00%)	12円 (9.09%)	12円 (0.00%)	12円 (0.00%)	
計		316円	330円 (4.43%)	351円 (6.36%)	肩パットは42円を採用 357円 (1.70%) 新設と内外パットを含む 全合計422円	全合計 427円 (1.18%)	

東京都最低賃金の推移

地域最低賃金

	東京都最低賃金		
	賃金額(時間額)	引上額	引上率
15年度	708円		
16年度	710円	2円	0.28%
17年度	714円	4円	0.56%
18年度	719円	5円	0.70%
19年度	739円	20円	2.78%
20年度	766円	27円	3.65%
21年度	791円	25円	3.26%
22年度	821円	30円	3.79%
23年度	837円	16円	1.95%

東京都の製造業労働者の賃金の推移(就業形態別) (事業所規模 5人以上)

	一般労働者			パートタイム労働者		
	きまつて支給する給与	所定内給与	所定外給与	きまつて支給する給与	所定内給与	所定外給与
平成17年平均	404,180	374,723	29,457	139,134	132,752	6,382
平成18年平均	401,908	372,165	29,743	140,383	133,169	7,214
平成19年平均	406,915	380,295	26,620	116,447	111,522	4,925
平成20年平均	408,571	382,901	25,670	117,571	113,204	4,367
平成21年平均	402,413	381,478	20,935	129,563	121,258	8,305
平成22年平均	413,549	390,712	22,837	134,640	124,365	10,275
平成23年 1月	414,267	392,713	21,554	123,696	114,751	8,945
2月	419,201	394,810	24,391	135,271	126,964	8,307
3月	419,806	395,077	24,729	128,512	119,833	8,679
4月	422,327	389,667	32,660	131,564	122,816	8,748
5月	415,056	393,050	22,006	122,902	114,482	8,420
6月	416,776	393,267	23,509	138,351	127,957	10,394
7月	422,932	398,426	24,506	130,197	121,596	8,601
8月	417,989	395,117	22,872	124,398	116,878	7,520
9月	421,348	398,265	23,083	128,783	120,478	8,305
10月	424,761	400,140	24,621	129,209	119,857	9,352
11月	422,405	395,170	27,235	125,098	117,264	7,834

資料出所

「東京都の賃金、労働時間及び雇用の動き」(毎月勤労統計調査地方調査結果 平成22年)

毎月勤労統計調査地方調査結果 23年11月分 東京都総務局

東京都の常用労働者の賃金の推移

「調査産業計」、「製造業」、「衣服・その他の繊維製品製造業(旧産業分類)」「繊維工業(新産業分類)」
事業所規模5人以上
(指数は平成17年平均=100)

	調査産業計				製造業				衣服・その他の繊維製品製造業(旧)		繊維工業(新)	
	所定内給与		きまつて支給する給与		所定内給与		きまつて支給する給与		所定内給与(円)	きまつて支給する給与(円)	所定内給与(円)	きまつて支給する給与(円)
	金額(円)	名目賃金指數	金額(円)	名目賃金指數	金額	名目賃金指數	金額(円)	名目賃金指數				
H17年平均	319,906	100.0	342,350	100.0	352,391	100.0	379,719	100.0	291,026	298,663	※	※
H18年平均	317,962	99.4	341,360	99.7	349,323	99.1	376,913	99.3	291,122	296,749	※	※
H19年平均	315,669	99.5	338,139	99.6	357,645	99.2	382,437	98.5	292,989	297,551	※	※
H20年平均	318,746	99.4	341,237	99.4	358,465	100.6	382,205	99.5	294,325	297,738	※	※
H21年平均	311,791	98.8	333,175	98.6	362,793	100.1	382,822	98.0	280,084	285,282	※	※
H22年平均	312,668	99.0	334,309	98.9	372,767	102.8	394,757	101.1	※	※	328,781	336,716
H23年1月	308,324	97.6	329,378	97.5	373,429	103.0	394,108	100.9				
2月	306,617	97.1	328,439	97.2	375,421	103.6	398,647	102.1				
3月	308,818	97.8	331,963	98.2	374,312	103.3	397,831	101.9				
4月	312,065	98.8	335,284	99.2	370,455	102.2	401,393	102.8				
5月	310,305	98.3	331,394	98.1	373,589	103.1	394,646	101.0				
6月	311,136	98.5	332,112	98.3	373,811	103.1	396,358	101.5				
7月	310,500	98.3	331,928	98.2	378,118	104.3	401,457	102.8				
8月	308,636	97.7	328,927	97.3	375,095	103.5	396,862	101.6				
9月	310,849	98.4	331,121	98.0	378,606	104.5	400,643	102.6				
10月	310,229	98.2	331,418	98.1	378,735	104.5	402,190	103.0				
11月	309,522	98.0	331,727	98.2	374,280	103.3	400,056	102.4				

(業種中分類については、指標データがないため、金額のみ)

*産業分類の改定(H19.11月)により、「衣服・その他の繊維製品製造業(旧)」と「繊維工業(新)」は接続していない

(23年分については、業種中分類の賃金額については月報に未掲載。)

(指標については、調査対象事業場の抽出替えによるギャップの修正がおこなわれている。そのため、実数とは一致しない。)

資料出所：年平均については、「東京都の賃金、労働時間及び雇用の動き」(毎月勤労統計調査地方調査結果)平成22年

平成23年分については、「東京都の賃金、労働時間及び雇用の動き」(毎月勤労統計調査地方調査結果月報)平成23年各月分

消費者物価指数及び国内企業物価指数の推移

消費者物価指数の推移

※平成22年平均=100(最新データの基準値)

総合

年	東京都区部	全 国
17年平均	101.0	100.4
18	101.1	100.7
19	101.2	100.7
20	102.2	102.1
21	101.0	100.7
22	100.0	100.0
23	99.5	99.7

国内企業物価指数の推移

※平成17年平均=100(最新データの基準値)

総平均

年月	全 国
平成17年平均	100.0
18	102.2
19	104.0
20	108.7
21	103.0
22	102.9
平成23年1月	104.0
2月	104.1
3月	104.7
4月	105.7
5月	105.5
6月	105.5
7月	105.7
8月	105.5
9月	105.4
10月	104.6
11月	104.7

出典 総務省統計局

工業統計(東京)

	事業所数	従業者数				現金給与総額 (万円)		原材料使用額等 (万円)		製造品出荷額等				粗付加価値額 (万円)		産業分類		
		総数 (人)		常用労働者数 (人)						総額 (万円)		製造品出荷額 (万円)		加工販収入額 (万円)				
		全数	従業者 4人以上	全数	従業者 4人以上	全数	従業者 4人以上	全数	従業者 4人以上	全数	従業者 4人以上	全数	従業者 4人以上	全数	従業者 4人以上			
平成15年調査	821	289	3482	2380	2733	624032	516332	836138	701771	2058042	1685360	786481		1263883		1164032	931223	1212 成人女子・ 少女服製造業
平成16年調査		216	*	1966		1893		447047		590903		1362542		528740		828395		734912
平成17年調査	653	218	2762	1887	2170	500065	414961	596680	502931	1542181	1259812	509380		1026613		900670	700483	
平成18年調査		160		1593		1547		377696		544704		1270448		435807		834141		691565
平成19年調査		157		1444		1408		342169		577594		1304608		472329		828358		693565
平成20年調査	512	158	2325	1609	1858	439478	374469	653321	537349	1526264	1265985	499926		931671		832522	692166	
平成21年調査		125		1101		1070		245660		287608		732620		148780		581288		424002

織維製品 輸入の推移

	2001年		2002年		2003年		2004年		2005年		2006年		2007年		2008年		2009年		2010年	
	100万円	Share																		
中国	1,993,841	71.4	1,936,949	72.6	2,033,610	74.3	2,143,192	75.3	2,285,291	75.9	2,593,333	77.1	2,661,345	77.6	2,541,217	77.9	2,313,733	79.5	2,241,525	78.0
ベトナム	76,038	2.7	69,016	2.6	68,092	2.5	73,227	2.6	80,939	2.7	90,104	2.7	100,092	2.9	106,645	3.3	113,584	3.9	124,074	4.3
イタリア	143,609	5.1	144,551	5.4	144,066	5.3	143,445	5.0	140,833	4.7	145,557	4.3	144,612	4.2	123,666	3.8	83,233	2.9	72,614	2.5
インドネシア	63,032	2.3	54,563	2.1	55,622	2.0	52,621	1.9	52,328	1.7	58,256	1.7	59,021	1.7	57,212	1.8	45,187	1.5	54,057	1.9
韓国	110,843	4.0	83,256	3.1	70,519	2.6	63,926	2.2	78,459	2.6	72,709	2.2	63,722	1.9	57,465	1.8	48,804	1.7	52,653	1.8
タイ	43,589	1.6	40,246	1.5	44,157	1.6	45,647	1.6	47,156	1.6	48,053	1.4	49,628	1.5	50,604	1.5	44,410	1.5	48,685	1.7
台湾	34,054	1.2	30,668	1.2	31,446	1.1	36,448	1.3	36,457	1.2	40,837	1.2	45,050	1.3	40,837	1.2	28,641	1.0	36,052	1.3
アメリカ	75,366	2.7	64,443	2.4	54,348	2.0	54,048	1.9	58,448	1.9	60,042	1.8	49,127	1.4	42,514	1.3	31,627	1.1	31,588	1.1
インド	35,033	1.3	32,483	1.2	30,765	1.1	29,506	1.0	32,658	1.1	38,934	1.2	37,422	1.1	36,550	1.1	28,986	1.0	30,725	1.1
ベンガル	3,619	0.1	3,672	0.1	3,500	0.1	3,650	0.1	3,932	0.1	4,338	0.1	5,057	0.1	6,440	0.2	12,697	0.4	18,890	0.7
その他	211,628	7.6	206,924	7.8	202,330	7.4	201,394	7.1	195,974	6.5	211,237	6.3	216,512	6.3	200,522	6.1	158,757	5.5	161,500	5.6
合計	2,790,652	100	2,666,771	100	2,738,455	100	2,847,104	100	3,012,475	100	3,363,400	100	3,431,588	100	3,263,672	100	2,909,659	100	2,872,363	100

財務省「貿易統計」から日本貿易振興機構が集計

織維工業品の出荷額の推移

	単位:百万円								
	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年
織維工業品					3,126,528	3,061,307	3,073,433	3,501,075	2,877,015
織維工業製品	1,887,783	1,708,532	1,643,137	1,605,852					
衣服・その他の織維製品	2,176,854	1,925,164	1,798,776	1,664,029					

※ 従業者4人以上の事業所

※ 平成20年に産業・品目分類が変更され、織維工業品と衣服・その他の織維製品が統合された。

※ 表の「織維工業品」は新分類による。

出典:経済産業省「工業統計」

織物製成年女子・少女用衣類の生産数量の推移

単位:1000点

	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
スーツ類	1713	1388	1255	1032	872
オーバーコート・ジャケット類	4032	3469	2991	2372	2440
ズボン・スラックス類	6926	6889	5821	3982	3658
ドレス類	991	1031	946	779	719
スカート類	3836	3233	2777	2265	2090
セーター・カーデigan・ベスト類	131	113	145	133	132
合計	17629	16123	13935	10563	9911

調査対象:従業者30名以上の事業所

出典:経済産業省「繊維・生活用品統計年報」

家計調査－1世帯当たりの婦人用洋服年間支出金額の推移

	570～576	570	574	571	572	573	575	576	消費支出	年間支出に占める比 (女子用学校制服を除く)
	婦人用洋服									
		婦人服	婦人用上着	スカート	婦人用スラックス	婦人用コート	女子用学校制服	他の婦人用洋服		
平成15年	35,397	8,964		3,870	6,250	4,062	1,108	11,144	3,197,186	1.07%
平成16年	35,330	8,630		3,773	6,867	3,355	1,167	11,540	3,213,351	1.06%
平成17年	32,434	7,607	5,196	3,464	6,272	3,195	1,040	5,659	3,198,092	0.98%
平成18年	32,471	7,846	5,008	3,504	5,777	3,117	816	6,403	3,097,033	1.02%
平成19年	32,493	7,808	4,500	2,720	6,141	3,259	992	7,072	3,138,316	1.00%
平成20年	32,026	8,036	4,032	2,249	6,121	3,326	872	7,390	3,135,668	0.99%
平成21年	30,849	7,280	3,631	2,087	5,465	3,472	1,013	7,901	3,044,643	0.98%
平成22年	28,864	7,055	3,642	1,658	5,361	3,106	946	7,096	3,027,938	0.92%

出典:総務省「家計調査」

※ 金額は総世帯の平均(単位:円)

東京都中小企業の景況

(平成24年1月調査)

平成24年1月23日

業況：2か月ぶりに上向く
見通し：上昇期待続く

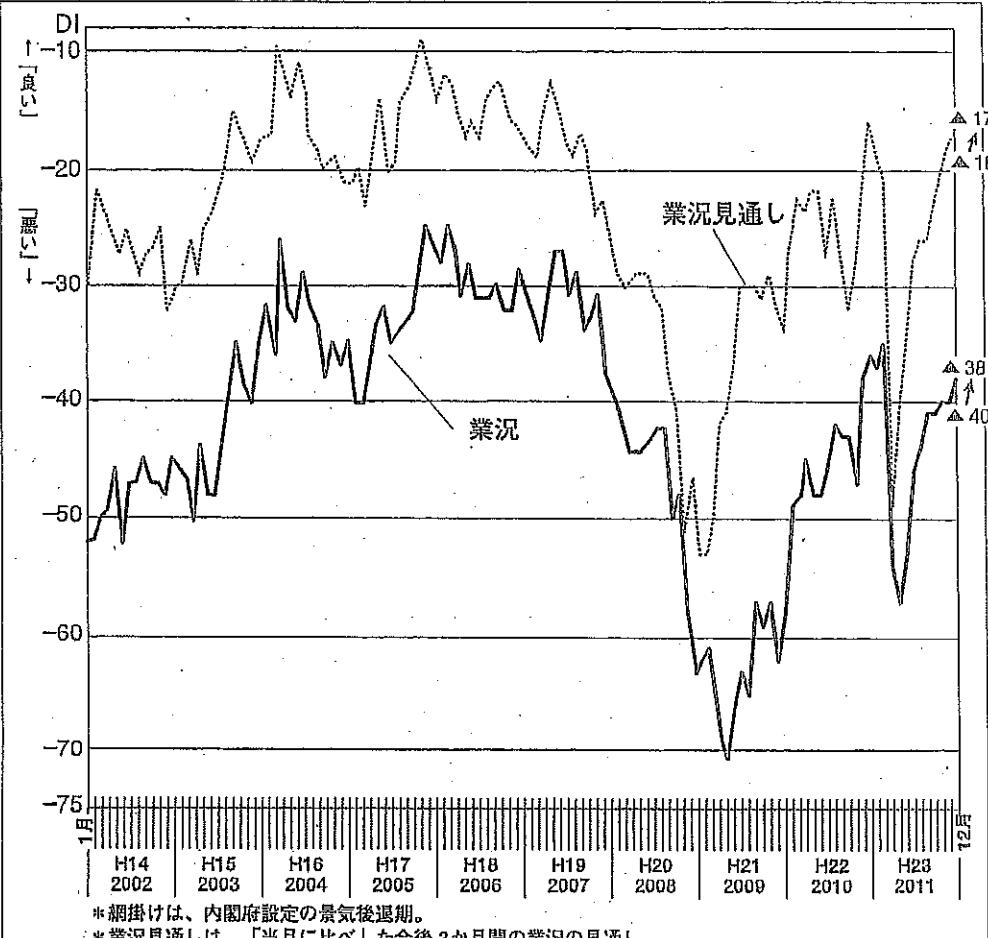
産業労働局 商工部

《12月の景況》

- ◎12月の都内中小企業の業況DI（業況が「良い」とした企業割合-「悪い」とした企業割合）は、当月▲38（前月▲40）と、横ばい基調から2か月ぶりに上向いた。また、今後3か月間（1～3月）の業況見通しDI（当月（12月）に比べて「良い」とした企業割合-「悪い」とした企業割合）は、▲17と前月（▲18）に比べてわずかに改善し、上昇期待が続いている。
- 業種別の業況DIをみると、製造業（▲31→▲32）は、ほぼ横ばいで変化が無く、9月をピークに模様眺めの状態が続く。卸売業（▲44→▲42）は、2ポイントと2か月連続で改善し、上向く兆しが見られる。前月大きく悪化した小売業（▲60→▲50）は寒気の影響もあり当月大きく改善したが、一進一退で変化が激しい。サービス業（▲34→▲32）は2ポイントと改善した。製造業を除いて3業種で上向いた。
- 業種区分別の業況DIをみると、製造業では「紙・印刷」（▲46→▲30）が3か月連続して改善し、「材料・部品」（▲43→▲36）も2か月ぶりに上昇し下げ止まったが、「衣料・身の回り品」（▲27→▲41）は、2か月連続して悪化した。卸売業では、「建築・住宅関連」（▲34→▲43）が3か月ぶりに悪化したが、「化学・金属材料」（▲43→▲38）は2か月連続して、「機械器具」（▲30→▲22）は大きくそれぞれ改善した。小売業では、全ての区分で改善し、特に「衣料・身の回り品」（▲58→▲41）や「日用雑貨」（▲51→▲35）の改善幅が大きかった。サービス業では、「企業関連サービス」（▲30→▲28）と「個人関連サービス」（▲45→▲43）がそれぞれ改善した。
- 前年同月比売上高DI（▲43→▲39）は、前月悪化したもののが上向きに転じた。業種別にみると製造業（▲30→▲34）のみ悪化し、9月をピークに下向きである。2か月連続して悪化していた卸売業（▲42→▲34）は3か月前の水準まで戻り、前月大きく悪化した小売業（▲60→▲51）も大きく戻した。サービス業（▲46→▲41）も悪化した前月から上昇に転じ、一進一退の状態である。製造業のみ悪化し、前月悪化した他の業種は、それぞれ上向きに転じた。
- 前月比仕入単価DI（6→9）は、上昇した。業種別にみると製造業（13→12）は、ほぼ横ばいで推移した。
- 業種別の業況見通しDIは、製造業（▲14→▲20）は4か月ぶりに、比較的大きく悪化した。一方、卸売業（▲15→▲12）は2か月連続して、小売業（▲25→▲23）は3か月連続してそれぞれ改善した。サービス業（▲20→▲16）も改善した。

業況DI・業況見通しDI（全体）

(季節調整済DI)



* 調掛けは、内閣府設定の景気後退期。

* 業況見通しは、「当月に比べ」た今後3か月間の業況の見通し。

◇ DI (Diffusion Index: 景況判断指數) X : 「良い」「増加」「上昇」等の回答企業数
指標(%)の算出方法は次のとおりで、Y : 「普通」「ほぼ同様」等の回答企業数
ある。

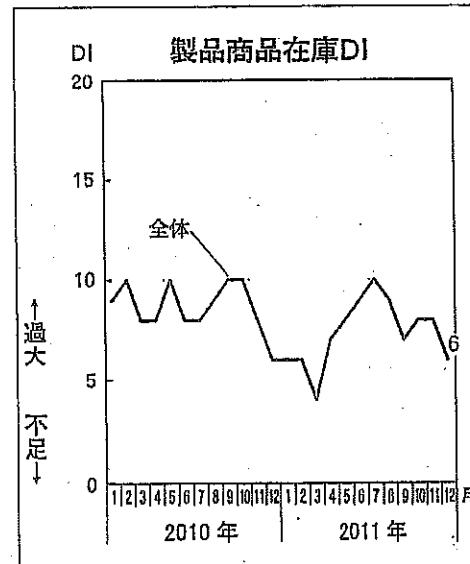
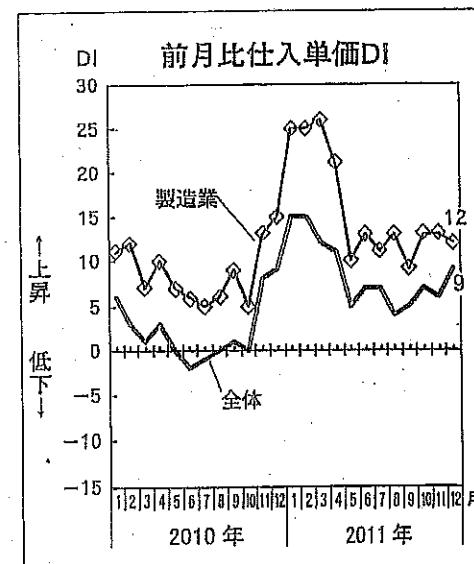
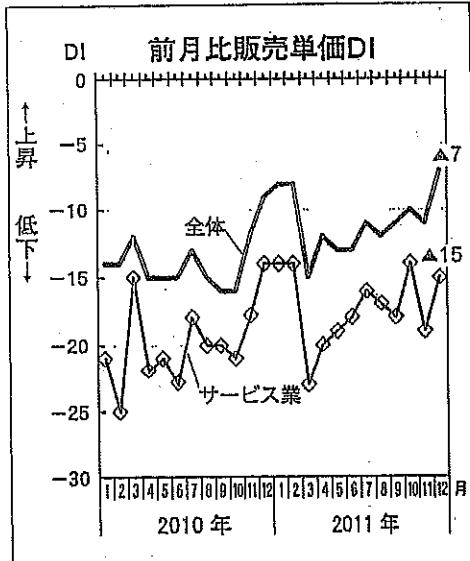
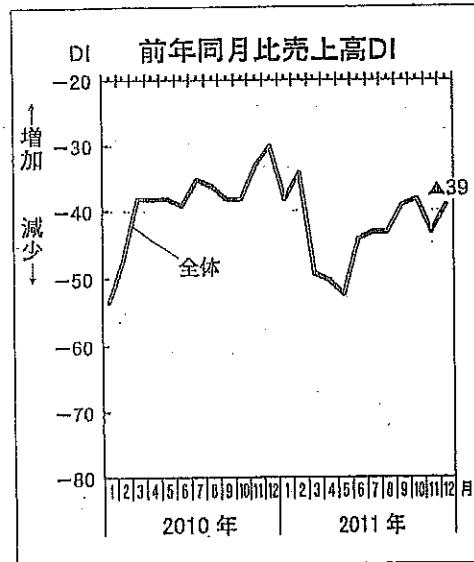
$$DI = \frac{X - Z}{X + Y + Z} \times 100$$

従って、DIのプラスは景況の好転（売上高の増加等）、マイナスは景況の悪化（売上高の減少等）を表している。

登録番号 (22)215

(注) 調査票回収期間 平成24年1月4日～1月10日

主な景況指數DI



注) 前月比販売単価DI、前月比仕入単価DI、製品商品在庫DIは季節調整済DI。

景況指數表（業種）

・指標値(%) : DI = 「良い」・「増加」等企業割合 - 「悪い」・「減少」等企業割合

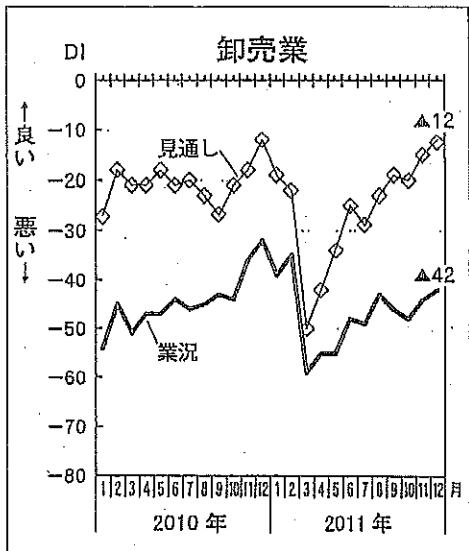
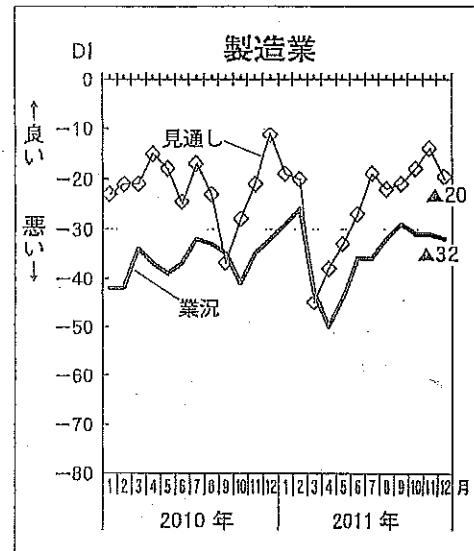
調査規模	調査対象企業数	3,875	12月の景況						今後3か月間の見通し		
			業況	売上(前年同期比)	売上(前月比)	仕入単価	販売単価	製品商品在庫	業況(当月比)	売上(当月比)	売上(前年同期比)
			況	高	高	高	高	庫	況	高	高
全體	▲38	▲20	▲39	9	▲7	6	▲17	▲15	▲43	▲43	▲43
製造業	▲32	▲18	▲34	12	▲7	9	▲20	▲19	▲37	▲37	▲37
衣料・身の回り品	▲41	▲30	▲47	9	▲10	1	▲16	▲19	▲35	▲35	▲35
住宅・建物関連	▲40	▲22	▲27	9	▲18	24	▲28	▲37	▲34	▲34	▲34
紙・印刷	▲30	▲16	▲51	12	▲9	11	▲27	▲32	▲49	▲49	▲49
材料・部品	▲36	▲27	▲41	9	▲6	10	▲24	▲16	▲40	▲40	▲40
一般・精密機械等	▲23	▲7	▲8	14	0	4	▲15	▲12	▲31	▲31	▲31
電気機器	▲22	▲5	▲30	19	▲5	10	▲9	▲8	▲33	▲33	▲33
その他	▲33	▲16	▲35	22	▲2	10	▲17	▲14	▲35	▲35	▲35
卸売業	▲42	▲20	▲34	8	▲1	6	▲12	▲10	▲41	▲41	▲41
衣料・身の回り品	▲37	▲24	▲31	7	▲1	9	▲10	0	▲27	▲27	▲27
食料品	▲59	▲30	▲69	18	1	▲2	▲29	▲28	▲79	▲79	▲79
日用雑貨	▲51	▲30	▲48	4	▲5	14	▲14	▲18	▲62	▲62	▲62
建築・住宅関連	▲43	▲16	▲24	12	▲2	6	▲15	▲15	▲36	▲36	▲36
化学・金属材料	▲38	▲14	▲18	3	5	9	▲11	▲4	▲26	▲26	▲26
機械器具	▲22	▲5	▲19	6	▲6	▲4	5	1	▲21	▲21	▲21
小売業	▲50	▲26	▲51	5	▲5	3	▲23	▲22	▲56	▲56	▲56
衣料・身の回り品	▲41	▲18	▲40	2	▲10	8	▲21	▲22	▲45	▲45	▲45
食料品	▲60	▲38	▲67	8	1	9	▲36	▲31	▲68	▲68	▲68
日用雑貨	▲35	▲17	▲40	5	0	▲5	▲12	▲9	▲47	▲47	▲47
耐久消費財	▲57	▲42	▲68	▲6	▲7	▲3	▲10	▲21	▲65	▲65	▲65
余暇関連	▲54	▲15	▲41	13	▲5	▲6	▲25	▲26	▲59	▲59	▲59
サービス業	▲32	▲18	▲41	-	▲15	-	▲16	▲13	▲41	▲41	▲41
企業関連サービス	▲28	▲16	▲33	-	▲14	-	▲11	▲7	▲32	▲32	▲32
個人関連サービス	▲43	▲22	▲59	-	▲16	-	▲29	▲27	▲61	▲61	▲61

注) 1. 調査項目：業況(良い・普通・悪い)、売上高(増加・ほぼ同様・減少)、仕入単価、販売単価(上昇・ほぼ同様・低下)、製品商品在庫(过大・適正・不足)。
2. 先上高：製造業は生産額。
3. 販売単価：サービス業は料金単価。

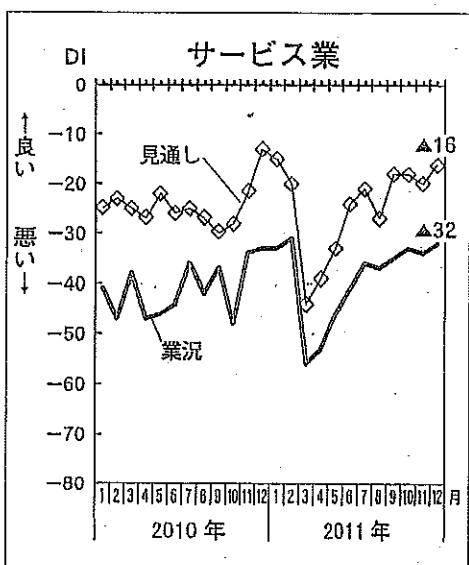
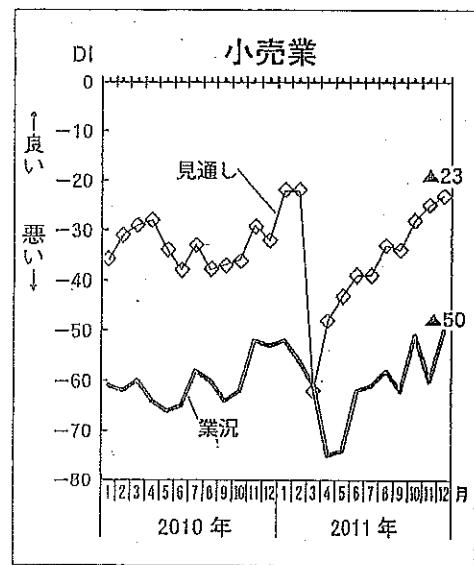
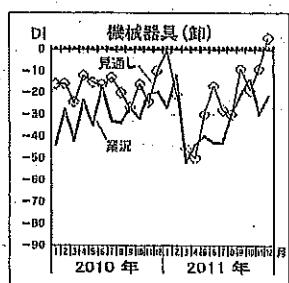
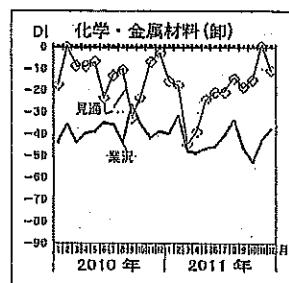
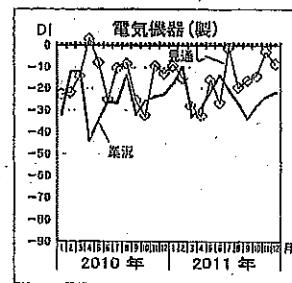
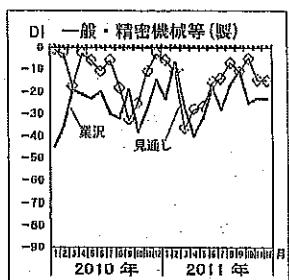
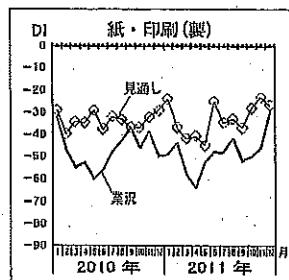
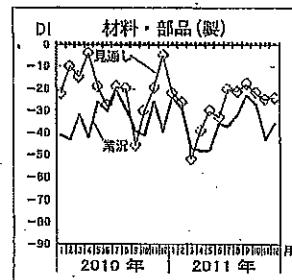
回答企業数

	対象数	回答数	回答率		対象数	回答数	回答率
全體	3,875社	1,230社	31.7%	小規模	1,274社	449社	35.2%
製造業	1,125社	369社	32.8%	中小規模	678社	257社	37.9%
卸売業	875社	298社	34.1%	中規模	805社	295社	36.6%
小売業	875社	248社	28.3%	大規模	528社	200社	37.9%
サービス業	1,000社	315社	31.5%	規模不明	590社	29社	4.9%

業種別：DIグラフ



種別区分：DIグラフ



注) 季節調整済DI

注) 季節調整済DI

注) 紙面の都合上、一部の業種区分のみ掲載しています。
(製) : 製造業
(卸) : 卸売業
(小) : 小売業

業況DI・業況見通しDI(業種区分別)

製造業			業況			
対象数	回答数	回答率	12月		今後3か月間見通し(当月比)	
			悪い	良い	悪い	良い
1,125	369	32.8%	100	0	100	-100
			100	0	100	-100
衣料	1. 織 工業	○				
	2. 織物 製衣服	□				
	3. ニット製衣服	○				
身の回り品	4. 下着その他 桑織製品	□				
	5. 革製服物、革製品	□				
	6. かばん・袋物	□				
	7. 黄金属・宝石	□				
	8. 装身具・装飾品	□				
住居・建物	9. 家 具	□				
	10. 建 瓦	○				
	11. 洋食器・刃物・金物	□				
	12. 建設用金属製品	□				
紙	13. 紙 製 品	□				
	14. 紙 製 容 器	□				
	15. 印 刷	□				
印刷	16. 特 殊 印 刷	□				
	17. 印 版	□				
	18. 製本・印刷物加工	□				
材料・部品	19. 工業用プラスチック	□				
	20. 化 学 工 業	□				
	21. ゴム 製 品	□				
	22. なめし革・革製材料	□				
	23. 窯業・土石製品	○				
	24. 鉄鋼・非鉄金属	□				
	25. 金属形状化成製品	□				
	26. 金属被覆・熱処理	○				
	27. ポルト・ナット・ねじ	□				
	28. ばね・他金属製品	□				
一般	29. 金属加工機器	□				
	30. 落葉用機械	□				
	31. はん用機械	□				
精密機械等	32. 事務・サービス機器	□				
	33. 金 型	□				
	34. 自動車・同附属品	□				
	35. 計量・測定・分析器	□				
	36. 医療用機器	□				
	37. 超光学・光学機器	□				
電気機器	38. 電動・電動用機器	□				
	39. 照明・電子部用装置	□				
	40. 電気計測器	□				
	41. 情報通信機器	□				
	42. 電子部品・デバイス	□				
その他の	43. パ ン・菓 子	○				
	44. その他の食料品	□				
	45. がん具・事務用品	□				

卸売業			業況			
対象数	回答数	回答率	12月		今後3か月間見通し(当月比)	
			悪い	良い	悪い	良い
875	298	34.1%	-100	0	100	-100
			100	0	100	100
衣料・身の回り品	1. 男 子 服	○				
	2. 婦 人・子供服	□				
	3. 靴・履 物	□				
	4. かばん・袋物	□				
	5. 装身具・身の回り品	□				
食料品	6. 野 菜・果 実	□				
	7. 食 肉	□				
	8. 生 鮮 魚 介	□				
	9. 酒類・飲 料	□				
	10. 茶・のり・乾物	□				
	11. 菓 子・パン類	□				
	12. 紙・紙 製 品	□				
	13. 陶磁・ガラス・什器	□				
	14. スポーツ・玩具	○				
	15. 文房具・事務用品	□				
	16. 医 药 品	□				
	17. 化 妆 品	□				
建築・住宅関連	18. セメント・板ガラス	□				
	19. 管 工 機 材	○				
	20. 木材・他建築材料	□				
	21. 家 具・建 具	□				
	22. 室 内 装 飾 品	□				
	23. 電 設 資 材	□				
化学・金属材料	24. 油 料	□				
	25. ゴム・プラスチック	□				
	26. その他の化学製品	□				
	27. 鉄鋼・石油・鉱物	□				
	28. 非 鉄 金 属	□				
耐久消費財	29. ポルト・ナット・ねじ	□				
	30. 金屬加工・事務機器	○				
	31. 建設・他一般機器	□				
	32. 自動車・自動車部品	□				
	33. 精密・医療用機器	□				
	34. 家庭用電気機器	□				
	35. その他電気機器	□				

小売業			業況			
対象数	回答数	回答率	12月		今後3か月間見通し(当月比)	
			悪い	良い	悪い	良い
875	248	28.3%	-100	0	100	-100
			100	0	100	100
衣料・身の回り品	1. 男 子 服	○				
	2. 婦 人・子供服	□				
	3. 靴・履 物	□				
	4. かばん・袋物	□				
	5. 装身具・身の回り品	□				
食料品	6. 野 菜・果 実	□				
	7. 食 肉	□				
	8. 生 鮮 魚 介	□				
	9. 酒類・飲 料	□				
	10. 茶・のり・乾物	□				
	11. 菓 子・パン類	□				
	12. 紙・紙 製 品	□				
	13. 陶磁・ガラス・什器	□				
	14. スポーツ・玩具	○				
	15. 文房具・事務用品	□				
	16. 医 药 品	□				
	17. 化 妆 品	□				
建築・住宅関連	18. セメント・板ガラス	□				
	19. 管 工 機 材	○				
	20. 木材・他建築材料	□				
	21. 家 具・建 具	□				
	22. 室 内 装 飾 品	□				
	23. 電 設 資 材	□				
化学・金属材料	24. 油 料	□				
	25. ゴム・プラスチック	□				
	26. その他の化学製品	□				
	27. 鉄鋼・石油・鉱物	□				
	28. 非 鉄 金 属	□				
耐久消費財	29. ポルト・ナット・ねじ	□				
	30. 金屬加工・事務機器	○				
	31. 建設・他一般機器	□				
	32. 自動車・自動車部品	□				
	33. 精密・医療用機器	□				
	34. 家庭用電気機器	□				
	35. その他電気機器	□				

サービス業			業況			
対象数	回答数	回答率	12月		今後3か月間見通し(当月比)	
			悪い	良い	悪い	良い
1,000	315	31.5%	-100	0	100	-100
			100	0	100	100
企業関連	1. ソフトウェア業	□				
	2. 情報処理サービス業	○				
	3. 情報提供サービス業	□				
	4. 映像・音声制作業	□				
	5. 出 版 業	□				
	6. その他情報通信業	○				
	7. 道路貨物運送業	□				
	8. 倉 庫 業	□				
	9. 道路附帯サービス業	○				
	10. 駐 車 場 業	□				
	11. 医療情報サービス業	□				
	12. 建築設計計画業	□				
	13. その他土木関係サービス業	□				
	14. デザイン業	□				
	15. 機械設計計画業	□				
	16. その他専門サービス業	□				
	17. リネンサプライ業	□				
	18. 廃棄物処理業	○				
	19. 機械修理業	□				
	20. 産業用機器販賣業	○				
	21. 事務用機器販賣業	□				
	22. 広告・ディスプレ業	□				
	23. 計量・非破壊検査業	□				
	24. 建物サービス業	□				
	25. 職業紹介業	□				
	26. 警備業	□				
	27. 労働者派遣業	□				
	28. 不動産取引業	□				
	29. 不動産賃貸・管理業	□				
	30. 一般飲食店	□				
	31. 業場・ピアホール	○				
	32. 業 油 葉	□				
	33. 普通洗濯業	□				
	34. 理容業	□				
	35. 美 容 業	□				
	36. 旅 行 業	□				
	37. 遊船業・生活関連	□				
	38. スポーツ施設提供業	□				
	39. 遊 技 場	□				
	40. 自動車整備業	□				

◇このグラフのみかた
各項目とも0を基準に左右のグラフの長さで業況の「良い」・「悪い」の程度を判断する。
ただし○印は全回答が「普通」ないしは「ほぼ同様」、○印は「良い」、「悪い」の回答数が同数を示す。

《規模別景況》

- 12月の業況DIを規模別にみると、2か月連続して悪化していた「大規模」(▲29→▲23)は6ポイント改善し3か月前の水準まで戻した。「中規模」(▲34→▲29)は3か月連続して改善し上昇基調にある。3か月連続して緩やかに悪化していた「中小規模」(▲48→▲43)は8月の水準を超えて改善した。「小規模」(▲49→▲48)はわずかに改善した。緩やかに下向いていた大規模と中小規模は、それぞれピークの水準まで回復し、小規模もわずかに上向くなど全規模で改善した。
- 前年同月比売上高DIを規模別にみると、前月大きく悪化した「大規模」(▲23→▲19)はやや戻して下げ止まり、前月悪化した「中規模」(▲37→▲33)も2か月前の水準にほぼ戻った。「中小規模」(▲49→▲43)は比較的大きく改善し、2か月連続して悪化していた「小規模」(▲55→▲52)は上昇に転じるなど、全規模で改善した。
- 当月と比べた今後3か月間(1~3月)の業況見通しDIを規模別にみると、前月改善した「大規模」(▲11→▲11)は横ばいで、7月をピークに慎重な姿勢が続く。前月上向いた「中規模」(▲12→▲12)も横ばいとなった。「中小規模」(▲19→▲22)は2か月連続して悪化し、慎重な見方となっている。小規模(▲26→▲21)は5か月連続して改善した。大規模と中小規模は先行きに慎重な姿勢であり、規模により差が生じている。

037

景況指數表(規模)

・指標値(%) : DI = 「良い」・「増加」等企業割合 - 「悪い」・「減少」等企業割合

調査規模	調査対象企業数	12月の景況									今後3か月間の見通し								
		業況	売へ前月比	売へ前年同期比	仕へ前年同期比	販へ前月単月比	製品商品在庫	業へ当月比	売へ当月比	売へ前年同期比	業へ前月比	売へ当月比	売へ前年同期比	業へ前月比	売へ当月比	売へ前年同期比	業へ前月比	売へ当月比	売へ前年同期比
全 体	3,875	▲38	▲20	▲39	9	▲7	6	▲17	▲15	▲43	▲48	▲32	▲52	10	▲9	3	▲21	▲19	▲51
規 模	小 规 模	▲48	▲32	▲52	10	▲9	3	▲21	▲19	▲51	▲43	▲21	▲43	7	▲7	2	▲22	▲21	▲46
	中 小 规 模	▲43	▲21	▲43	7	▲7	2	▲22	▲21	▲46	▲29	▲12	▲33	9	▲6	12	▲12	▲11	▲40
	中 规 模	▲29	▲12	▲33	9	▲6	12	▲12	▲11	▲40	▲23	▲8	▲19	8	▲5	9	▲11	▲8	▲28
	大 规 模	▲23	▲8	▲19	8	▲5	9	▲11	▲8	▲28									

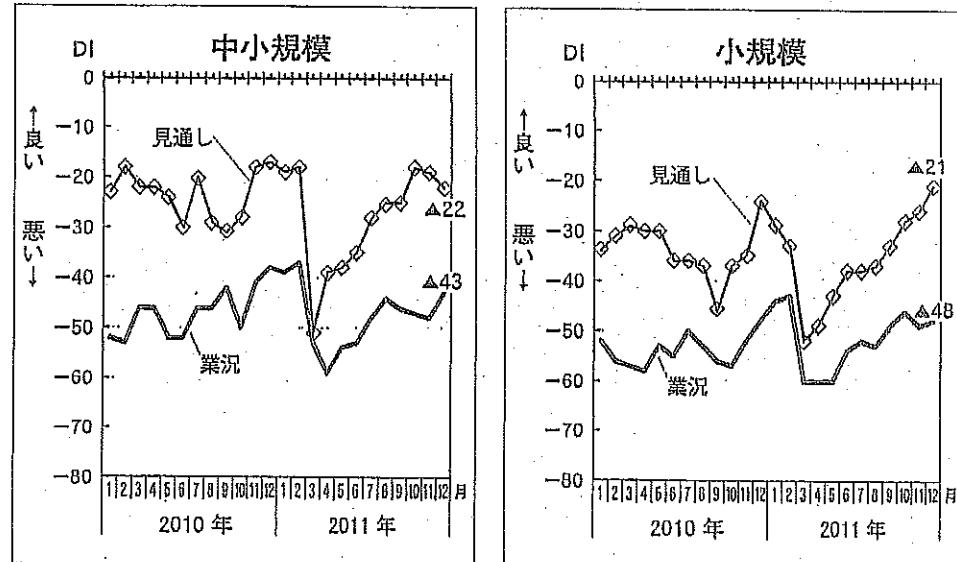
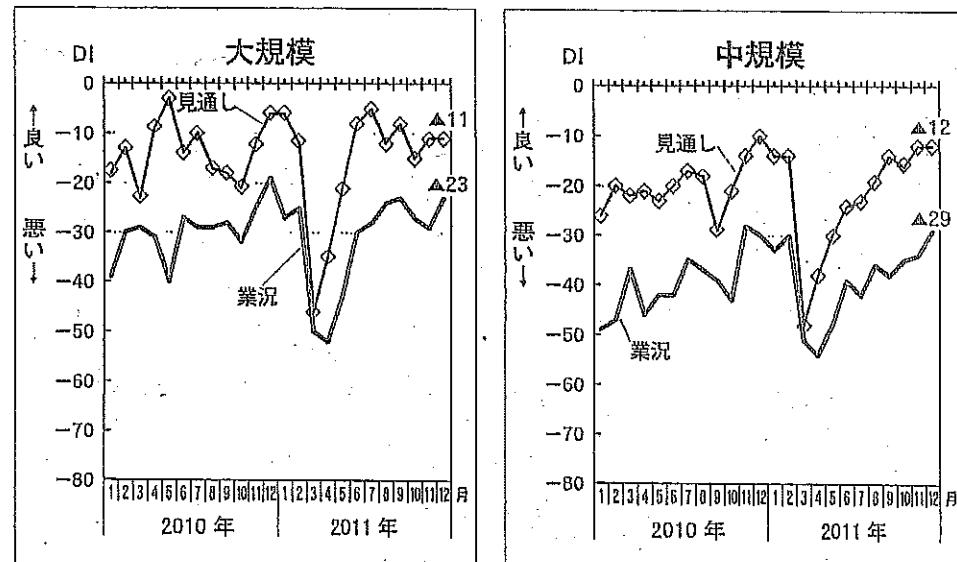
(注) 規 模 小 规 模: 1~9人(製造業、卸売業、サービス業)、1~2人(小売業)

中 小 规 模: 10~19人(製造業、卸売業、サービス業)、3~4人(小売業)

中 规 模: 20~49人(製造業、卸売業、サービス業)、5~19人(小売業)

大 规 模: 50人以上(製造業、卸売業、サービス業)、20人以上(小売業)

規模別: DIグラフ



注) 季節調整済DI